



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部  
総務課法務文書室

定期第 4 3 2 7 号 平成 3 0 年 3 月 3 0 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【規則】

番 号	表 題	担当課名
2 6	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
2 7	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
2 8	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 3 0	機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示	人事課 行政改革室

### 【訓令】

番 号	表 題	担当課名
3	機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令	人事課 行政改革室

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

- 一 全国知事会や関西広域連合に関する取組をはじめとした広域的な課題に一元的に対応するため、広域行政課を設置することとした。
  - 二 公共施設等の適切な維持管理及び修繕の実施並びに公有財産の有効活用に関する取組を着実に進めるため、管財課に施設最適化室を設置することとした。
  - 三 本県の文化芸術の一層の振興を図るとともに、県民を主役とした事業展開を図るため、とくしま文化振興課と文化創造室を統合し、県民文化課を設置することとした。
  - 四 保険者努力支援制度に対応した取組を強化するとともに、生活保護における医療扶助費の適正化について一体的に取り組むため、国保制度改革課を国保・自立支援課に改組することとした。
  - 五 地域包括ケアシステムの構築及びアクティブシニアの活躍の更なる推進に向けた取組を加速するため、長寿いきがい課にいきがい・活躍推進室を設置することとした。
  - 六 国内外からの観光誘客に向けた取組を強力に推進するため、観光政策課に誘客営業室を設置することとした。
  - 七 深刻化する鳥獣被害の軽減に向けた防護対策、鳥獣の捕獲、担い手育成・確保及び捕獲鳥獣の食材としての活用に総合的かつ一体的に取り組むため、農山漁村振興課にふるさと創造室を設置することとした。
  - 八 吉野川における無堤地区の解消をはじめ、流域の一体的な整備を強力に推進するため、河川整備課流域水管理推進室を改組し、流域水管理課を設置することとした。
  - 九 港湾におけるにぎわい創出と本県経済の活性化のための取組を一元的に展開するため、港湾空港経営室を港にぎわい振興室に改組することとした。
  - 十 県南の基幹産業である農林水産業の成長産業化に重点的に取り組むため、南部総合県民局の産業交流部を農林水産部に改組することとした。
  - 十一 県西における世界水準の観光地域を目指した取組を戦略的に展開するため、西部総合県民局に観光振興部を設置することとした。
  - 十二 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。
  - 十三 この規則は、平成三十年四月一日から施行することとした。
- 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）
- 一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。
  - 二 この規則は、平成三十年四月一日（一部については、同月二日）から施行することとした。

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第二十八号）

- 一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。
  - 1 徳島県会計規則
  - 2 徳島県収入証紙条例施行規則
  - 3 徳島県公有財産取扱規則
  - 4 徳島県契約事務規則
  - 5 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
  - 6 徳島県公舎管理規則

- 7 予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則
- 8 徳島県港湾施設管理条例施行規則
- 9 河川法施行細則
- 10 徳島県職員被服等貸与規則
- 11 徳島県物品購入審査委員会規則
- 12 徳島県補償審査委員会設置規則
- 13 徳島県用度事業特別会計規則
- 14 徳島県県有車両管理規則
- 15 徳島県庁舎等管理規則
- 16 都市計画法施行細則
- 17 正木ダム操作規則
- 18 徳島県土地改良財産規則
- 19 生活保護法施行細則
- 20 福井ダム操作規則
- 21 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則
- 22 徳島県公文書管理規則
- 23 徳島県個人情報保護条例施行規則
- 24 徳島県審議監の設置に関する規則
- 25 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則
- 26 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則
- 27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則

二 この規則は、平成三十年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第二十六号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条 第四条）

第二章 事務部局

第一節 部等

第一款 内部組織及び分掌事務（第五条 第十六条）

第二款 職及び職務（第十七条 第二十一条）

第三款 会計管理者（第二十二条・第二十三条）

第二節 東部各局

第一款 名称等（第二十四条）

第二款 内部組織等及び分掌事務（第二十五条 第二十七条）

第三款 職及び職務（第二十八条 第三十二条）

第三節 センター等

第一款 設置等（第三十三条・第三十四条）

第二款 内部組織及び分掌事務（第三十五条 第三十七条）

第三款 職及び職務（第三十八条 第四十五条）

第四節 総合県民局

第一款 名称等（第四十六条）

第二款 内部組織等及び分掌事務（第四十七条 第四十九条）

第三款 職及び職務（第五十条 第五十五条）

第五節 その他の職及び職務（第五十六条）

第三章 附属機関（第五十七条）

附則

第四条第一号中「本庁」を「部等」に改め、「設置された部」の下に「（以下この条、次章第一節（第十七条第三項を除く。）、第二十六条第二項及び別表第二において「部」という。）」を加え、「同項」を「法第五十八条第一項」に改め、「設置する内部組織」の下に「（センター等を除く。）」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「行政機関として」を削り、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 センター等 次に掲げる機関をいう。

イ 法第五十六条第一項の規定に基づき設置された行政機関（東部各局及び病虫害防除所を除く。）

ロ 法第五十八条第一項の規定に基づき設置する機関であつて、第三十四条第一項に規定するもの

八 法第二百四十四条第一項の規定に基づき設置された公の施設であつて、部、局又は口に掲げる機関を構成する機関

二 部等又はイ若しくは口に掲げる機関に併置される機関（イに掲げるものを除く。）

「第二章 本庁組織」を「第二章 事務部局」に改める。

「第一節 本庁」を「第一節 部等」に改める。

第五条第一項中「相当」を削り、同条第二項中「部（局を含む。）」を「部及び局」に

改め、「相当」を削り、同項の表中

部

を

部及び局

に改め、同表危機管理部の消費者くらし安全局の項中「新未来消費生活課 安全衛生課」を「安全衛生課」に改め、同表政策創造部の項中「総合政策課」を「総合政策課 広域行政課」に改め、同表県民環境部の項中「とくしま文化振興課」を「県民文化課」に改め、同表保健福祉部の項中「国保制度改革課」を「国保・自立支援課」に、「薬務課 地域福祉課」を「薬務課」に改め、同表農林水産部の項中「水産振興課」を「水産振興課 漁業調整課」に改め、同表県土整備部の項中「河川整備課」を「河川整備課 流域水管理課」に改める。

第六条第二項第二号中「工事検査課」を「公共入札検査課」に改める。

第七条中「相当」を削り、同条の表総合政策課の項を次のように改める。

消費者くらし政策課	消費生活創造室
-----------	---------

第七条の表人事課の項の次に次のように加える。

管財課	施設最適化室
-----	--------

第七条の表中とくしま文化振興課の項を削り、健康増進課の項の次に次のように加える。

長寿いきがい課	いきがい・活躍推進室
観光政策課	誘客営業室

第七条の表水産振興課の項を次のように改める。

農山漁村振興課	ふるさと創造室
---------	---------

第七条の表河川整備課の項を削り、同表運輸政策課の項中「港湾空港経営室」を「港にぎわい振興室」に改め、同表監察課の項及び会計課の項を削る。

第九条第二項中「それぞれ」及び「相当」を削る。

第十条第一項中「部等（第十四条第二項において「部等」という。）」を「内部組織」に改め、「相当」を削り、同項の表中「部等」を「内部組織」に改める。

第十二条中「及び」を「（第五条第二項及び第六条第二項に規定する課をいう。以下この節及び別表第二において同じ。）及び」に改める。

第十四条第二項中「部等」を「内部組織」に改め、「それぞれ」を削る。

第十七条第一項中「相当下欄」を「下欄」に改め、同項の表中上席政策調査幹の項、政策調査幹の項から副工事検査幹の項まで及び副室長の項から係長の項までを削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「相当」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する職のほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
上席政策調査幹	総合政策課	上司の命を受け、県の重要施策に係る調査に関する事務を総括整理するとともに、総合政策課に置かれる各部及び総合県民局の重要施策に係る調査及び研究に関する事務を処理する政策調査幹を指揮監督する。
政策調査幹	必要な主管課	上司の命を受け、特に命ぜられた県の重要施策に係る調査及び研究に関する事務を処理し、又は部の重要施策に係る調査に関する事務を処理し、及び部の政策調整業務に従事する職員を指揮監督する。
工事検査幹	公共入札検査課	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする工事の検査に関する事務を処理するとともに、当該事務を総括し、副工事検査幹、工事検査員、副工事検査員及び工事検査主任を指揮監督する。

第十八条第一項中「相当下欄」を「下欄」に改め、同項の表中人権教育啓発推進センター所長の項から出納室長の項まで及び県政広報幹の項から情報公開個人情報担当室長の項までを削り、専門幹の項の次に次のように加える。

課長補佐	部 本部又は課	上司の命を受け、県の重要施策又は重要事業の推進に関する事務に従事する。
------	---------	-------------------------------------

室長補佐	課内室	上司の命を受け、県の重要施策又は重要事業の推進に関する事務に従事する。
------	-----	-------------------------------------

第十八条第一項の表主査の項の次に次のように加える。

係長	部、本部又は課等	上司の命を受け、部、本部又は課等の事務に關し命ぜられた事項を処理する。
----	----------	-------------------------------------

第十八条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前条及び前項に規定する職のほか、必要と認めるときは、本部又は課等に、業務の内容を示す文字を冠した主任の職を置き、その職務は、上司の命を受け、当該業務を処理するものとする。

3 前条及び前二項に規定する職のほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
人権教育啓発推進センター所長	県民環境部	上司の命を受け、徳島県立人権教育啓発推進センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。
男女共同参画交流センター所長	県民環境部	上司の命を受け、徳島県立男女共同参画交流センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。
県政広報幹	秘書課	上司の命を受け、報道機関との連絡及び調整に関する事務を処理する。
海外戦略調整幹	国際課	上司の命を受け、東アジア及び東南アジアに係る県の重要施策又は重要事業の調整に関する事務を処理する。
出納室長	会計課	上司の命を受け、会計管理者の権限に属する事務に關し特に命ぜられた事項を処理する。
先進防災担当室長	とくしまゼロ作戦課	上司の命を受け、防災及び減災のための先進的な施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
航空消防防災担当	消防保安課	上司の命を受け、航空消防に係る施策の企画及

当室長	食の安全安心担当室長	消費者くらし安全局安全衛生課	上記の命を受け、食の安全安心に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
イノベーション創造担当室長	広域行政課	上記の命を受け、先端的な科学技術を活用した施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	
新未来創造担当室長	地方創生局地方創生推進課	上記の命を受け、地方創生に係る情報発信、人材育成の促進その他の先進的な施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	
情報セキュリティ担当室長	電子行政推進課	上記の命を受け、情報セキュリティ対策及び業務改革に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	
あわ文化創造担当室長	県民文化課	上記の命を受け、音楽文化活動の振興に関する施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	
障がい者活躍推進担当室長	障がい福祉課	上記の命を受け、障がい者の自立及び社会参加の促進に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	
新技術活用担当室長	新未来産業課	上記の命を受け、先端的なものづくり技術の振興に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	
家畜防疫対策担当室長	畜産振興課	上記の命を受け、家畜防疫対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	
水産基盤・国営担当室長	農林水産基盤整備局生産基盤課	上記の命を受け、水産基盤の整備及び国営事業に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	
振興指導担当室長	建設管理課	上記の命を受け、建設業の健全な発達及び建設業者の指導に関する施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	
応急仮設住宅用地対策担当室長	用地対策課	上記の命を受け、応急仮設住宅の建設用地の確保に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。	

			理する。
強靱化・安全対策担当室長	道路整備課		上司の命を受け、道路施設の強靱化及び安全対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
まちづくり創生担当室長	都市計画課		上司の命を受け、都市の計画、整備、開発及び保全に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
新技術鉄道担当室長	次世代交通課		上司の命を受け、先駆的な鉄道車両の導入に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
ふれあい交流担当室長	監察課		上司の命を受け、県民広聴、県民相談及び県庁ふれあいセンターに係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
情報公開個人情報担当室長	監察課		上司の命を受け、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
公共入札担当室長	公共入札検査課		上司の命を受け、工事の入札の執行に関する事務を処理する。
課長	徳島県大阪本部		上司の命を受け、徳島県大阪本部の重要施策又は重要事業の推進に関する事務のうち高度の知識又は経験を必要とするものを処理する。

第十八条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、「相当」を削り、同項の表車庫長の項の前に次のように加える。

副工事検査幹	公共入札検査課	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする工事の検査に関する事務を処理する。
工事検査員	公共入札検査課	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする工事の検査に関する事務を処理する。

第十八条第六項の表船長の項中「水産振興課漁業調整室」を「漁業調整課」に改め、同項の次に次のように加える。

副船長	漁業調整課	上司の命を受け、船長の職務を助ける。
-----	-------	--------------------

第十八条第六項の表機関長の項中「水産振興課漁業調整室」を「漁業調整課」に改め、同表に次のように加える。

副工事検査員	公共入札検査課	上司の命を受け、工事の検査に関する事務を処理する。
--------	---------	---------------------------

第十八条中第六項を第四項とし、第七項を削る。

第十九条中「相当」を削る。

「第二節 本庁構成機関等」を「第二節 東部各局」に改める。

第二章第二節第一款を削る。

第二章第二節第二款の款名を「名称等」に改め、同款中の目名を削り、同款を同節第一款とする。

第三十九条の見出しを削り、同条中「第二十四条及び第二十五条に規定する機関のほか、」を削り、「本庁」を「部」に改め、「相当」及び「法令又は条例の規定により設置された」を削り、同条を第二十四条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款 内部組織等及び分掌事務

第四十条の見出しを「（内部組織等）」に改め、同条第一項中「相当」を削り、同条第二項中「徳島県保健所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第二十九号）（第二条の保健所）」を「徳島県保健所」に改め、同項の表中「併置する保健所」を「徳島県保健所」に改め、同条を第二十五条とする。

第四十一条第一項中「別表第六」を「別表第五」に改め、同条第二項中「本庁」を「当該事務を所掌する部等」に改め、「主管部長」の下に「（当該事務を所掌する部の長をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第二十六条とする。

第四十二条を第二十七条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款 職及び職務

第四十三条第一項中「指揮監督する」を「指揮監督するものとする」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。

3 前二項に規定する職のほか、東部各局に、次長を置き、その職務は、上司の命を受け、東部各局の事務に関し特に命ぜられた事項を総括整理するものとする。

第四十四条の見出しを「（主幹等）」に改め、同条第一項中「相当下欄」を「下欄」に改め、同項の表次長の項を削り、同条第二項中「東部各局」を「局」に、「事務」を「業務」に改め、同条を第二十九条とする。

第四十五条中「相当」を削り、同条を第三十条とする。

第四十六条中「局長」の下に「（第二十八条第一項に規定する局長をいう。次条において同じ。）」を加え、同条を第三十一条とする。

第四十七条を第三十二条とし、第二章中同条の次に次の一節並びに節名及び款名を加える。

第三節 センター等

第一款 設置等

(法令又は条例の規定により設置されたセンター等の名称等)

第三十三条 次の表の上欄に掲げる部及び局については、それぞれ同表の下欄に掲げる法令又は条例の規定により設置された機関を当該部又は局を構成する機関とする。

部及び局		法令又は条例の規定により設置された機関	
名称		位置	所管区域
県民環境部	徳島県中央子ども女性相談センター	徳島市昭和町五丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
	徳島県立保健製薬環境センター	徳島市新蔵町三丁目	
保健福祉部	徳島県立総合看護学校	徳島市鮎喰町二丁目	
	徳島県精神保健福祉センター	徳島市新蔵町三丁目	
商工労働観光部	徳島県立工業技術センター	徳島市雑賀町	
農林水産部	徳島県立農林水産総合技術支援センター	名西郡石井町	
危機管理部 消費者くらし安全局	徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目	
	徳島県動物愛護管理センター	名西郡神山町	

2 徳島県子ども女性相談センターは、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第一項に規定する婦人相談所及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターとする。

3 徳島県中央子ども女性相談センターに、徳島県立婦人保護施設しらぎく寮を併置し、その位置は、徳島市昭和町五丁目とする。

(その他の機関の設置等)

第三十四条 前条第一項に規定する機関のほか、次の表の上欄に掲げる部に、それぞれ同表の下欄に掲げる機関を設置する。

部		機関	
名称	設置の目的又は根拠法令	位置	
危機管理部 徳島県防災人材育成センター	防災意識の啓発及び知識の普及並びに防災人材の育成を図るため	板野郡北島町	
経営戦略部 徳島県自治研修センター	県及び市町村の職員の研修を行うため	徳島市南庄町五丁目	
県民環境部 徳島県立徳島学院	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十六条	鳴門市大麻町	
保健福祉部 徳島県障がい者相談支援センター	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十一条第一項及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項	徳島市南矢三町二丁目	
商工労働観 光部 徳島県産業人材育成センター	職業訓練の充実及び就職支援の強化並びに産業人材の育成を図るため	徳島市万代町一丁目	
農林水産部 徳島県家畜防疫衛生センター	家畜伝染病予防及び家畜衛生対策を総合的に推進するため	徳島市南庄町五丁目	
県土整備部 徳島県横断道・幹線道路用地推進セ	横断道路及び幹線道路の用地取得に関する事務を処理するため	小松島市堀川町	

2 次の表の上欄に掲げる機関については、それぞれ同表の下欄に掲げる法令又は条例の規定により設置された機関を当該上欄に掲げる機関を構成する機関とする。

機関		法令又は条例の規定により設置された機関					
		名称	位置	所管区域			
徳島県産業人材育成センター	徳島県立中央テ クノスクール	徳島市南末広町	徳島市南末広町				
					徳島県立南部テ クノスクール	阿南市桑野町	
					徳島県立西部テ クノスクール	美馬郡つるぎ町	
徳島県家畜防疫衛生センター	徳島県徳島家畜 保健衛生所	徳島市南庄町五 丁目	徳島市南庄町五 丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 名 西郡神山町 那賀郡 海部郡 板野郡松茂町、北島町、藍 住町及び板野町			
				徳島県西部家畜 保健衛生所	吉野川市鴨島町	吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 名西郡石井町 板野 郡上板町 美馬郡 三好郡	

3 徳島県防災人材育成センターに、消防組織法第五十一条第一項に規定する消防学校を併置し、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
徳島県消防学校	板野郡北島町

第二款 内部組織及び分掌事務  
(内部組織)

第三十五条 徳島県立農林水産総合技術支援センターに、次の表の上欄に掲げる課、農業支援センター及び農業大学校(以下「センター内課等」という。)を置き、その位置は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

課、農業支援センター及び農業大学校	位置
経営推進課	徳島市万代町一丁目
経営研究課	名西郡石井町
農産園芸研究課	名西郡石井町
資源環境研究課	名西郡石井町
畜産研究課	板野郡上板町
水産研究課	鳴門市瀬戸町 海部郡美波町
高度技術支援課	名西郡石井町
徳島農業支援センター	徳島市新蔵町一丁目
鳴門藍住農業支援センター	板野郡藍住町
阿南農業支援センター	阿南市富岡町
美波農業支援センター	海部郡美波町
吉野川農業支援センター	吉野川市川島町
美馬農業支援センター	美馬市脇町
三好農業支援センター	三好市池田町
農業大学校	名西郡石井町

2 徳島県立農林水産総合技術支援センターに病害虫防除所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
徳島県立農林水産総合技術支援センター病害虫防除所	名西郡石井町

3 徳島県立農林水産総合技術支援センター高度技術支援課及び農業支援センターは、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十二条第一項に規定する普及指導センターとする。

4 次の表の上欄に掲げる機関に、それぞれ同表の下欄に掲げる支所を置く。

機関	名称	支所	
		位置	分担区域
徳島県食肉衛生検査所	徳島県食肉衛生検査所 西部支所	美馬市脇町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡
徳島県徳島家畜保健衛生所	徳島県徳島家畜保健衛生所阿南支所	阿南市日開野町	小松島市 阿南市 勝浦郡 那賀郡 海部郡

5 次の表の上欄に掲げる機関にあつては、前条第一項又は第二項に規定する位置以外の位置に置かれる内部組織を、それぞれ同表の下欄に掲げる位置に置く。

機関	位置	
	徳島県発達障がい者総合支援センター	美馬庁舎
徳島県西部家畜保健衛生所	東みよし庁舎	三好郡東みよし町

（分掌事務）

第三十六条 センター等の分掌事務は、別表第六に掲げるとおりとする。

2 センター内課等及び徳島県立農林水産総合技術支援センター病害虫防除所の分担事務は、徳島県立農林水産総合技術支援センターの長が定めるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、二以上のセンター等の所管区域にわたる事案等に係る事務については、別に定めのあるものを除くほか、当該事務を所掌する部等において処理するものとする。ただし、主管部長において必要があるときは、当該事務を処理するセンター等を指定してこれに処理させることができる。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、センター等の所管区域と東部各局又は総合県民局の所管区域とにわたる事案等に係る事務については、別に定めのあるものを除くほか、当該事務を所掌する部等において処理するものとする。ただし、主管部長において必要があると認めるときは、当該事務を処理する東部各局、センター等又は総合県民局を

指定してこれに処理させることができる。

(所属職員の分掌事務)

第三十七条 センター等に所属する職員の分掌事務は、当該センター等の長が定めるものとする。

第三款 職及び職務

(所長)

第三十八条 センター等に所長(徳島県消防学校、徳島県食肉衛生検査所、徳島県立婦人保護施設しらぎく寮、徳島県立徳島学院、徳島県保健所、徳島県診療所、徳島県立総合看護学校及び徳島県家畜保健衛生所にあつてはそれぞれの機関の名称を冠した長、徳島県職業能力開発校にあつては校長。以下この款において「所長」という。)を置く。

2 所長は、上司の命を受け、当該機関の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。(副所長等)

第三十九条 前条に規定する職のほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の下欄に掲げる機関に置く。

職	機関
副所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 徳島県中央子ども女性相談センター</li> <li>二 徳島県立工業技術センター</li> <li>三 徳島県家畜防疫衛生センター</li> <li>四 徳島県立農林水産総合技術支援センター</li> </ul>
副校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 徳島県消防学校</li> <li>二 徳島県立総合看護学校</li> <li>三 徳島県職業能力開発校</li> </ul>
次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 徳島県防災人材育成センター</li> <li>二 徳島県食肉衛生検査所</li> <li>三 徳島県動物愛護管理センター</li> <li>四 徳島県自治研修センター</li> <li>五 徳島県子ども女性相談センター</li> <li>六 徳島県立徳島学院</li> <li>七 徳島県立保健製薬環境センター</li> <li>八 徳島県保健所</li> <li>九 徳島県精神保健福祉センター</li> <li>十 徳島県障がい者相談支援センター</li> <li>十一 徳島県発達障がい者総合支援センター</li> <li>十二 徳島県立工業技術センター</li> <li>十三 徳島県家畜保健衛生所</li> <li>十四 徳島県横断道・幹線道路用地推進センター</li> </ul>

副課長	一 徳島県産業人材育成センター
-----	-----------------

- 2 副所長、副校長及び副課長の職務は、上司の命を受け、所長を補佐するものとする。
- 3 次長の職務は、上司の命を受け、所長を補佐し、又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする事項を総括整理するものとする。

(課長等)

第四十条 前二条に規定する職のほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
課長	徳島県立農林水産総合技術支援センターの課	上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
農業大学校長	農業大学校	上司の命を受け、農業大学校の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
農業支援センター所長	農業支援センター	上司の命を受け、農業支援センターの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
教頭	農業大学校	上司の命を受け、農業大学校長を補佐し、及び農業大学校の教務を整理し、処理する。
病虫害防除所長	病虫害防除所	上司の命を受け、病虫害防除所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
副課長	徳島県立農林水産総合技術支援センターの課	上司の命を受け、課長を補佐する。
支所長	支所	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
支所長補佐	必要な支所	上司の命を受け、支所長を補佐する。

(主幹等)

第四十一条 前三条に規定する職のほか、必要と認めるときは、次の表の上欄に掲げる職

をセンター等又はセンター内課等に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受け、センター等の事務に関し特に命ぜられた事項を処理する。
課長	上司の命を受け、センター等の重要施策又は重要事業の推進に関する事務又は試験研究のうち高度の知識又は経験を必要とするものを処理する。
統括研究員	上司の命を受け、センター等の重要施策又は重要事業の推進に関する試験研究のうち高度の知識又は経験を必要とするものを処理する。
課長補佐	上司の命を受け、センター等又はセンター内課等の重要施策又は重要事業の推進に関する事務に従事する。
主任専門員	上司の命を受け、高度の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
上席研究員	上司の命を受け、センター等の重要施策又は重要事業の推進に関する試験研究の業務に従事する。
主査	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする事務に従事する。
専門研究員	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする試験研究の業務に従事する。
係長	上司の命を受け、センター等又はセンター内課等の事務に関し命ぜられた事項を処理する。
専門員	上司の命を受け、相当の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
研究係長	上司の命を受け、センター等又はセンター内課等の試験研究の業務に関し命ぜられた事項を処理する。
主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は試験研究の業務に従事する。

2 前三条及び前項に規定する職のほか、必要と認めるときは、センター等又はセンター内課等に、業務の内容を示す文字を冠した主任の職を置き、その職務は、上司の命を受け、当該業務を処理するものとする。

3 前三条及び前二項に規定する職のほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる機関に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	機関	職務
アグリサイエンス ゾーン推進幹	徳島県立農林水産 総合技術支援セン ター	上司の命を受け、農業分野における人材育成及び研究開発のための高等教育機関等との連携に関する事務を処理する。
フォレストサイエ ンスゾーン推進幹	徳島県立農林水産 総合技術支援セン ター	上司の命を受け、林業分野における人材育成及び研究開発のための高等教育機関等との連携に関する事務を処理する。
マリンサイエンス ゾーン推進幹	徳島県立農林水産 総合技術支援セン ター	上司の命を受け、漁業分野における人材育成及び研究開発のための高等教育機関等との連携に関する事務を処理する。
農業人材育成担当 室長	徳島県立農林水産 総合技術支援セン ター	上司の命を受け、農業人材育成に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
研究部長	徳島県立工業技術 センター	上司の命を受け、徳島県立工業技術センターの研究業務を整理し、処理する。
事務長	徳島県立総合看護 学校	上司の命を受け、学校の事務を処理する。

4 前三条及び前二項に規定する職のほか、必要と認めるときは、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる機関に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	機関	職務
教頭	徳島県立総合看護 学校 徳島県職業能力開	上司の命を受け、学校の教務を整理し、処理する。

	発校	
教務主任	徳島県立総合看護学校	上司の命を受け、教務に関する事務を処理する。

5 前三条及び前各項に規定する職のほか、必要と認めるときは、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げるセンター内課等に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	センター内課等	職務
担い手支援担当室長	経営推進課	上司の命を受け、農業分野における担い手支援に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
県北分室長	水産研究課	上司の命を受け、課の事務に関し特に命ぜられた事項を処理する。
教授	農業大学校	上司の命を受け、研修生若しくは学生に教授し、その研究を指導し、又は高度の知識若しくは経験を必要とする研究に従事する。
准教授	農業大学校	上司の命を受け、研修生若しくは学生に教授し、その研究を指導し、又は知識若しくは経験を必要とする研究に従事する。
船長	水産研究課	上司の命を受け、乗組員を指揮監督し、船舶の運航に関する船務に従事する。
副船長	水産研究課	上司の命を受け、船長の職務を助ける。
機関長	水産研究課	上司の命を受け、機関員を指揮監督し、船舶の機関に関する船務に従事する。
助教	農業大学校	上司の命を受け、研修生若しくは学生に教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(主任主事等)

第四十二条 第三十八条から前条までに規定する職のほか、センター等又はセンター内課等に、別表第四の上欄に掲げる職のうち必要な職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(充てる職)

第四十三条 徳島県立婦人保護施設しらぎく寮長は、徳島県中央こども女性相談センター所長をもつて充てる。

(職員)の駐在)

第四十四条 所長は、事務執行のため、必要と認める箇所に所属職員を駐在させることができる。

(職務の代行)

第四十五条 所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、知事が指定する職員が、その職務を代行する。ただし、やむを得ない事由により知事が所長の職務を代行する職員を指定することができないときは、補佐職の職にある者(補佐職が置かれていないセンター等にあつては、知事があらかじめ別に指定する者)が、その職務を代行する。

#### 第四節 総合県民局

##### 第一款 名称等

第三章の章名及び同章中の節名を削る。

第四十八条の見出しを削り、同条中「法令又は条例の規定により設置された」を削り、「に掲げる」を「の」に改め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の款名を付する。

##### 第二款 内部組織等及び分掌事務

第四十九条の見出しを「(内部組織等)」に改め、同条第一項中「同表」を「、それぞれ同表」に、「相当」を「同表の」に改め、同項の表徳島県南部総合県民局の項中「経営企画部」を「地域創生部」に、「産業交流部」を「農林水産部」に改め、同表徳島県西部総合県民局の項を次のように改める。

徳島県西部総合 県民局	観光振興部		三好市池田町	
	出納室		美馬庁舎	美馬市脇町
	地域創生部 保健福祉環境部 農林水産部 県土整備部		三好庁舎	三好市池田町

第四十九条第二項中「、同表」を「、それぞれ同表」に、「徳島県保健所の設置及び管理に関する条例第二条の保健所及び徳島県こども女性相談センター設置条例(平成二十年徳島県条例第五十六号)のこども女性相談センター」を「徳島県保健所及び徳島県こども女性相談センター」に改め、同項の表中「併置する保健所及びこども女性相談センター」を「徳島県保健所及び徳島県こども女性相談センター」に改め、同条第三項を削り、同条を第四十七条とする。

第五十条第二項中「局長」を「総合県民局の長」に改め、同条第三項中「本庁」を「当

該事務を所掌する部等」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十一条を第四十九条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款 職及び職務

第五十二条第一項中「指揮監督する」を「指揮監督するものとする」に改め、同条を第五十条とする。

第五十三条中「相当」を削り、同条の表政策調査幹の項を削り、同表次長の項中

部 を 必要な部 に、「部」を「部長を補佐し、又は部」に改め、同条

に次の一項を加え、同条を第五十一条とする。

2 前条及び前項に規定する職のほか、地域創生部に政策調査幹を置き、その職務は、上司の命を受け、総合県民局の重要施策に係る調査に関する事務を処理し、及び総合県民局の政策調整業務に従事する職員を指揮監督するものとする。

第五十四条第一項中「相当下欄」を「下欄」に改め、同項の表副工事検査幹の項及び工事検査員の項を削り、同条第二項中「事務」を「業務」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十二条とする。

3 前二条及び前二項に規定する職のほか、必要と認めるときは、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
副工事検査幹	出納室	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする工事の検査に関する事務を処理する。
工事検査員	出納室	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする工事の検査に関する事務を処理する。
副工事検査員	出納室	上司の命を受け、工事の検査に関する事務を処理する。

第五十五条中「総合県民局」の下に「の部又は室」を加え、「相当」を削り、同条を第五十三条とする。

第五十六条中「局長」の下に「（第五十条第一項に規定する局長をいう。次条において同じ。）」を加え、同条を第五十四条とする。

第五十七条を第五十五条とし、第二章中同条の次に次の一節を加える。

第五節 その他の職及び職務

第五十六条 第十七条から第十九条まで、第二十八条から第三十条まで、第三十八条から第四十二条まで及び第五十条から第五十二条までに規定する職のほか、必要と認めるときは、知事の事務部局に政策監補を置き、その職務は、上司の命を受け、知事が指定する特定重要施策に係る企画及び調整に関する事務を総括管理するものとする。

2 前項に規定する職のほか、知事の事務部局に、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	職務
消費者行政 新未来創造 統括本部長	上司の命を受け、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターとの連携並びにこれらの機関の県内への移転の推進に関する事務を総括整理する。
働き方改革 推進統括本 部長	上司の命を受け、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、労働環境の整備その他働き方に係る施策の総合的な推進に関する事務を総括整理する。
とくしまイ ンダストリ ー四・〇推 進統括本 部長	上司の命を受け、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シング ス活用関連技術その他の最先端技術の活用による地域課題の解決の 推進に関する事務を総括整理する。
国際スポー ツ大会推進 統括本部長	上司の命を受け、国際スポーツ大会の開催に係る選手、観客その他の 者の円滑な受入れのための取組及びこれらの者に対する本県の魅力発 信に関する事務を総括整理する。
野生鳥獣対 策統括本 部長	上司の命を受け、鳥獣被害対策及び野生鳥獣の地域資源としての有効 活用に係る施策の一体的な推進に関する事務を総括整理する。

3 前二項に規定する職のほか、必要と認めるときは、知事の事務部局に理事を置き、その職務は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を総括整理し、及び知事が指定する部の重要施策に参画するものとする。

第四章を第三章とする。

第五十八条中「法第百三十八条の四第三項の規定に基づき設置された」を削り、同条を第五十七条とする。

別表第二とくしまゼロ作戦課の項に次の一号を加える。

十五 徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関すること（総合県民局の分掌に

属するものを除く。)

別表第二消費者くらし政策課の項を次のように改める。

消費者くらし政策課	<ol style="list-style-type: none"><li>一 消費者施策の企画及び調整に関すること(消費生活創造室の分掌に属するものを除く。)</li><li>二 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の施行に関すること。</li><li>三 生活関連商品の価格動向の調査等に関すること。</li><li>四 不当品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の施行に関すること(安全衛生課の分掌に属するものを除く。)</li><li>五 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の施行に関すること。</li><li>六 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百号)の施行に関すること。</li><li>七 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の施行に関すること。</li><li>八 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の施行に関すること。</li><li>九 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の施行に関すること(他課の分掌に属するものを除く。)</li><li>十 徳島県安全で安心なまちづくり条例(平成十八年徳島県条例第七十八号)の施行に関すること。</li><li>十一 交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。</li><li>十二 交通事故被害者に対する相談及び指導その他交通事故被害者の救済対策に関すること。</li><li>十三 徳島県自転車(自転車)の安全で適正な利用に関する条例(平成二十八年徳島県条例第三号)の施行に関すること。</li><li>十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。</li><li>十五 徳島県豊かな森づくり推進基金に関すること。</li><li>十六 徳島県消費生活審議会及び徳島県交通安全対策会議に関すること。</li><li>十七 徳島県消費者情報センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。</li><li>十八 先進的な消費者施策の企画及び立案に関すること。</li><li>十九 消費者施策に係る国及び関係団体との連絡調整に関すること。</li><li>二十 消費者施策に係る国との連携の推進に関すること。</li></ol>
-----------	---

別表第二中新未来消費生活課の項を削り、総合政策課の項を次のように改める。

総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 県の行政の創造的な政策に関する事。</li> <li>二 政策提言に関する事。</li> <li>三 新行動計画の策定及び推進に関する事。</li> <li>四 庁議、政策企画会議及び主管課長会議に関する事。</li> <li>五 徳島県総合教育会議に関する事。</li> <li>六 政策創造部（地方創生局を除く。）の庶務事務の処理に関する事。</li> <li>七 徳島県総合計画審議会に関する事。</li> <li>八 徳島県東京本部及び徳島県大阪本部の庶務事務に係る連絡及び調整に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>
-------	--

別表第二総合政策課の項の次に次のように加える。

広域行政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 地方分権の推進に関する事。</li> <li>二 知事会議に関する事。</li> <li>三 広域連合に係る総合的な連絡調整に関する事。</li> <li>四 国土形成計画及び連携施策に関する事。</li> <li>五 先端的な科学技術を活用した施策の企画及び調整に関する事。</li> </ul>
-------	--

別表第二管財課の項を次のように改める。

管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 物品の取得、管理及び処分に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>二 万代庁舎及び合同庁舎並びにこれらの庁舎に勤務する職員を居住させることを目的とする公舎に関する事。</li> <li>三 県有車両の総括に関する事。</li> <li>四 県有車両の点検及び整備に関する事。</li> <li>五 県有車両（徳島県警察本部の管轄に属するものを除く。）の自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事。</li> <li>六 公有財産の総括、報告の徴収並びに実地調査及び指示に関する事。</li> <li>七 県有建物の損害保険に関する事。</li> <li>八 普通財産の取得、管理及び処分に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>九 国有資産等所在市町村交付金に関する事（他課の分掌に属する特別会計に係る交付金の交付を除く。）。</li> </ul>
施設最適化室	

別表第二税務課の項第十二号中「及び犯則取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分

」に改め、同表とくしま文化振興課の項を次のように改める。

県民文化課	
	<ul style="list-style-type: none"><li>一 文化の振興に係る総合的な企画及び調整に関すること。</li><li>二 県のイメージアップの推進に関すること。</li><li>三 芸術文化活動の振興に関すること。</li><li>四 文化関係団体に関すること。</li><li>五 文学及び書道に関する資料の収集及び調査研究に関すること。</li><li>六 県民文化課及び県民スポーツ課の庶務事務の処理に関すること。</li><li>七 徳島県文化創造審議会に関すること。</li><li>八 徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。</li></ul>

別表第二県民スポーツ課の国際スポーツ大会室の項第六号中「誘致」を「誘致及び開催準備」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、同表県民スポーツ課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 東京オリリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金に関すること。

別表第二保健福祉政策課の項中第七号を第二十一号とし、第六号を第二十号とし、同項第五号中「地域福祉課、長寿いきがい課及び障がい福祉課を除く。」及び「並びに国保制度改革課の庶務事務に係る連絡及び調整」を削り、同号を同項第十九号とし、同項中第四号を第十八号とし、第三号を第十七号とし、第二号の次に次の十四号を加える。

三 社会福祉法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

四 民生委員に関すること。

五 災害時要援護者対策に関すること。

六 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の施行に関すること。

七 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の施行に関すること。

八 生活福祉資金貸付事業の補助に関すること。

九 民間社会福祉事業の育成指導に関すること。

十 旧軍人及び旧軍属の恩給に関すること。

十一 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の施行に関すること。

十二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の施行に関すること。

十三 戦没者等に係る特別給付金及び特別弔慰金に関すること。

十四 引揚者に係る給付金、特別交付金等に関すること。

十五 旧軍人、旧軍属、戦没者遺族及び外地引揚者等の援護に関すること。

十六 未帰還者及び中国残留邦人等に関すること。

別表第二保健福祉政策課の項に次の一号を加える。

二十二 徳島県立総合福祉センターに関すること。

別表第二国保制度改革課の項の項名を「国保・自立支援課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の施行に関する事（評価検査課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二国保制度改革課の項中第五号を第九号とし、同項第四号中「徳島県国民健康保険広域化等支援基金、」を削り、同号を同項第八号とし、同号の前に次の四号を加える。

四 社会福祉法の施行に関する事（要保護者の保護に係るものに限る。）。

五 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関する事。

六 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五百五号）の施行に関する事。

七 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五百五号）の施行に関する事。

別表第二国保制度改革課の項に次の一号を加える。

十 徳島県厚生寮に関する事。

別表第二中地域福祉課の項を削り、長寿いきがい課の項を次のように改める。

<p>長寿いきがい課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 長寿対策の総合調整に関する事。</li> <li>二 高齢者の福祉に関する事。</li> <li>三 徳島県高齢者保健福祉計画に関する事。</li> <li>四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>五 徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年徳島県条例第十九号）の施行に関する事。</li> <li>六 介護保険事業の運営に係る指導及び援助に関する事。</li> <li>七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の施行に関する事。</li> <li>八 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に関する事（医療政策課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>九 社会福祉法の施行に関する事（高齢者福祉に係るものに限る。）。</li> <li>十 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事（訪問看護に係るものに限る。）。</li> <li>十一 徳島県介護保険事業支援計画に関する事。</li> <li>十二 徳島県介護保険審査会に関する事。</li> <li>十三 高齢者の生きがいづくり及び活動の場づくりに関する事。</li> <li>十四 地域包括ケアシステムに関する事。</li> <li>十五 徳島県高齢者保健福祉基金及び徳島県介護保険財政安定化基金に関する事。</li> </ul>
<p>いきがい・活躍推進室</p>	

別表第二障がい福祉課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号

を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）の施行に関すること。

十 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団に関すること。

別表第二商工政策課の項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 商工金融に関すること。

五 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の施行に関すること。

六 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関すること。

別表第二企業支援課の項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「及び徳島県企業立地促進資金貸付基金」を削り、同号を同項第二十号とし、同項中第二十四号を第二十一号とし、同表観光政策課の項を次のように改める。

観光政策課	
観光政策課	<ul style="list-style-type: none"><li>一 観光に関する施策の企画及び調整に関すること（第十四号に掲げるものを除く。）。</li><li>二 観光資源の創出及び活用に関すること。</li><li>三 観光振興基本計画に関すること。</li><li>四 観光統計及び観光調査に関すること。</li><li>五 観光客の受入体制に関すること。</li><li>六 観光関係団体の育成指導に関すること。</li><li>七 旅行業に関すること。</li><li>八 物産の振興及び販路拡張に関すること。</li><li>九 伝統工芸品産業の振興に関すること。</li><li>十 物産関係団体の育成指導に関すること。</li><li>十一 観光政策課、国際課及びにぎわいづくり課の庶務事務の処理に関すること。</li><li>十二 徳島県観光審議会に関すること。</li><li>十三 徳島県大阪本部の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること（観光及び産業に係るものに限る。）。</li><li>十四 国内外からの観光誘客に係る施策の企画及び調整に関すること。</li><li>十五 観光の紹介宣伝に関すること。</li></ul>

誘客営業室

別表第二国際課の項第二号を削り、同項第三号中「通訳案内士」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表農林水産政策課の項第二号中「とくしま明日の農林水産業づくり事業」を「農山漁村未来創造事業」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表もつかるブランド推進課の項第十七号中「及び水産振興課」を「水産振興課及び漁業調整課」に改め、同表

林業戦略課の新次元プロジェクト推進室の項中第二十号から第二十二号までを削り、第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、第十七号を削り、第十六号を第二十二号とし、第十五号を第十九号とし、第十四号を第十八号とし、同表林業戦略課の項中第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、同項十一号中「、徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金」を削り、同号を同項第十五号とし、同項中第十号を第十四号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の四号を加える。

- 六 林業用の種苗及び育種に関すること。
- 七 林業金融に関すること（農林水産政策課の分掌に属するものを除く。）。
- 八 森林病害虫等の防除に関すること。
- 九 森林災害予防の啓発に関すること。

別表第二水産振興課の項を次のように改める。

水産振興課	
<ol style="list-style-type: none"> <li>一 水産業の振興に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>二 漁業被害の調査及び対策に関すること。</li> <li>三 離島漁業再生支援制度に関すること。</li> <li>四 水産資源の保護及び水産増養殖に関すること（漁業調整課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>五 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の施行に関すること（漁業調整課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>六 水産業の改良普及に関すること。</li> <li>七 水産物の流通加工に関すること。</li> <li>八 水産業協同組合に関すること（評価検査課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>九 漁業共済に関すること。</li> <li>十 漁業労働に関すること。</li> <li>十一 水産業経営構造改善対策に関すること。</li> <li>十二 徳島県漁業用牟岐無線局に関すること。</li> </ol>	

別表第二水産振興課の項の次に次のように加える。

漁業調整課	
<ol style="list-style-type: none"> <li>一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関すること。</li> <li>二 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の施行に関すること。</li> <li>三 漁船に関すること。</li> <li>四 漁船保険に関すること。</li> <li>五 徳島海区漁業調整委員会及び徳島県内水面漁場管理委員会に関すること。</li> </ol>	

別表第二農山漁村振興課の項を次のように改める。

<p>農山漁村振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 農村の整備に関すること。</li> <li>二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の施行に関すること（生産基盤課及び評価検査課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>三 土地改良財産の管理及び処分に関すること。</li> <li>四 農林水産部に属する工事の入札の制度に関すること。</li> <li>五 国土調査に関すること。</li> <li>六 中山間地域等直接支払制度に関すること。</li> <li>七 多面的機能支払制度に関すること。</li> <li>八 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）の施行に関すること。</li> <li>九 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の施行に関すること。</li> <li>十 徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金に関すること。</li> <li>十一 農林水産基盤整備局の庶務事務の処理に関すること。</li> <li>十二 農林水産基盤整備局の事務で他課の分掌に属しないこと。</li> </ol>
<p>ふるさと創造室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>十三 野生鳥獣による農作物被害の防止に関すること。</li> <li>十四 中山間地域の振興に関すること。</li> <li>十五 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の施行に関すること。</li> </ol>

別表第二建設管理課の項第一号中「本庁及び総合県民局の県土整備部をいう」を「総合県民局の県土整備部を含む」に改め、同表用地対策課の項第六号中「水産振興課」を「漁業調整課」に改め、同表道路整備課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同表高規格道路課の項中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 道路整備課、高規格道路課及び都市計画課の庶務事務の処理に関すること。

別表第二高規格道路課の項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 道路に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十三号を第三十四号とし、第十四号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、同表住宅課の項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「徳島県総合県民局」を「総合県民局」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）の施行に関すること。

別表第二河川整備課の項を次のように改める。

河川整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の施行に関する事。</li> <li>二 海岸法の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>三 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の施行に関する事。</li> <li>四 公有水面埋立法の施行に関する事（港湾区域及び漁港区域に係るものを除く。）。</li> <li>五 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の施行に関する事。</li> <li>六 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関する事。</li> <li>七 水防無線通信に関する事。</li> <li>八 河川整備計画の作成に関する事。</li> <li>九 河川整備課、流域水管理課、砂防防災課及び水・環境課の庶務事務の処理に関する事。</li> </ul>
-------	--

別表第二河川整備課の項の次に次のように加える。

流域水管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 水資源の総合調整に関する事。</li> <li>二 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>三 県が管理するダム維持管理に関する事。</li> <li>四 濁り対策の推進及び調整に関する事（ダムに起因するものに限る。）。</li> <li>五 直轄河川整備の総合調整に関する事。</li> </ul>
--------	--

別表第二運輸政策課の港湾空港経営室の項の項名を「港にぎわい振興室」に改め、同項第十一号から第十五号までを削り、同表運輸政策課の項中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号を削り、第六号を第十二号とし、第五号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 徳島空港の整備及び周辺整備計画に関する事（第十七号に掲げるものを除く。）。

別表第二運輸政策課の項中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

- 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の施行に関する事。
- 四 徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の施行に関する事。
- 五 海岸法の施行に関する事（港湾区域及び港湾隣接地域に係るものに限る。）。
- 六 公有水面埋立法の施行に関する事（港湾区域に係るものに限る。）。

七 港湾統計に関すること。

別表第二運輸政策課の港湾空港経営室の項第十六号を削り、同項第十七号中「利活用」の下に「の促進及び港湾区域の振興」を加え、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 徳島空港周辺整備計画に関すること（造成地等の利活用に係るものに限る。）。

別表第二運輸政策課の港湾空港経営室の項第十八号中「港湾統計」を「徳島県港湾等整備事業特別会計」に改め、同表次世代交通課の項に次の一号を加える。

六 徳島県立航空旅客取扱施設に関すること。

別表第二監察課の項を次のように改める。

監察課

- 一 職員の職務執行の適正を確保するための監察に関すること。
- 二 県に対する公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第百一十二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）その他の通報のうち、職員の職務執行の適正の確保に関するものの処理に関すること。
- 三 業務に関する要望等に対する職員の対応に関すること。
- 四 不当要求行為等の対策に関すること。
- 五 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定による調査に関すること。
- 六 行政手続制度の総括に関すること。
- 七 とくしま目安箱、パブリックコメント、e モニターアンケート  
その他県民広聴に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 八 県民相談に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 九 県庁ふれあいセンターに関すること。
- 十 情報公開制度の総括に関すること。
- 十一 個人情報保護制度の総括に関すること。
- 十二 徳島県行政不服審査会、徳島県情報公開審査会及び徳島県個人情報保護審査会に関すること。
- 十三 徳島県いじめ問題調査委員会に関すること（総務課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二評価検査課の項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 社会福祉法人の検査に関すること。

五 社会福祉法人が設置する社会福祉施設の検査に関すること（利用者等の適切な処遇及び安全の確保に係るものを除く。）。

別表第二会計課の項を次のように改める。

会計課

- 一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む

- 。 ) の出納及び保管に関すること。
- 二 小切手の振出しに関すること。
- 三 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
- 四 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- 五 現金及び財産の記録管理に関すること。
- 六 支出負担行為の確認に関すること。
- 七 決算の調製並びに審査及び認定に関すること。
- 八 会計管理者等の公印の管守に関すること。
- 九 出納員その他の会計職員に関すること。
- 十 会計事務の指導及び会計の監督に関すること。
- 十一 指定金融機関等に関すること。
- 十二 徳島県収入証紙に関すること。
- 十三 国庫金の出納及び支出負担行為の確認に関すること。
- 十四 国の債権管理に関すること。
- 十五 会計検査院の検査の連絡調整に関すること。
- 十六 給与の計算及び支払に関すること。
- 十七 分掌事務に係る予算の執行及び物品の管理に関すること。
- 十八 出納局の庶務事務の処理に関すること。

別表第二検査企画課の項の項名を「公共入札検査課」に改め、同項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 農林水産部及び県土整備部に属する工事の入札の執行に関すること。

別表第四中「（第十九条、第三十五条、第四十五条、第五十五条関係）」を「（第十九条、第三十条、第四十二条、第五十三条関係）」に改め、同表工事検査主任の項を削る。

別表第五を削る。

別表第六中「（第四十一条関係）」を「（第二十六条関係）」に改め、同表徳島県東部国税局の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部保健福祉局の項第四十四号中「第四十条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同表徳島県東部農林水産局の項第五号中「農業経営基盤強化促進法」の下に「（昭和五十五年法律第六十五号）」を加え、同項第六号中「農地中間管理事業の推進に関する法律」の下に「（平成二十五年法律第百一号）」を加え、同項第七号中「とくしま明日の農林水産業づくり事業」を「農山漁村未来創造事業」に改め、同表を別表第五とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第六 センター等の分掌事務（第二十六条関係）

センター等	分掌事務
徳島県防災	一 防災意識の普及及び啓発に関すること。

<p>人材育成センター</p>	<p>二 自主防災組織及び災害ボランティアに関すること。 三 防災に関する人材の育成に関すること。 四 徳島県立防災センター及び徳島県消防学校に関すること。</p>
<p>徳島県消防学校</p>	<p>一 消防職員及び消防団員の教育訓練に関すること。</p>
<p>徳島県消費者情報センター</p>	<p>一 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項各号に掲げること。 二 消費者教育に関すること。 三 その他消費者の権利の実現の確保及びその自立の支援に関すること。</p>
<p>徳島県食肉衛生検査所</p>	<p>一 と畜場法の施行に関すること。 二 食品衛生法の施行に関すること。 三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関すること。 四 その他特に命ぜられたこと。</p>
<p>徳島県動物愛護管理センター</p>	<p>一 狂犬病予防法の施行に関すること。 二 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。 三 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。 四 その他特に命ぜられたこと。</p>
<p>徳島県自治研修センター</p>	<p>一 職員の研修の実施に関すること。 二 市町村職員の委託研修の実施に関すること。 三 徳島県立総合高等学校の施策の実施に関すること。</p>
<p>徳島県こども女性相談センター</p>	<p>一 児童の福祉に関する市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務に関すること。 二 児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に関すること。 三 児童及びその家庭に対する必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定並びにこれらに付随した指導に関すること。 四 児童の一時保護に関すること。 五 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。 六 要保護女子（売春防止法第三十四条第三項に規定する要保護女子</p>

	<p>をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下この項において同じ。）に関する各般の相談に關すること。</p> <p>七 要保護女子及びその家庭に対する必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随した指導に關すること。</p> <p>八 被害者に対する医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導に關すること。</p> <p>九 要保護女子及び被害者の一時保護に關すること。</p> <p>十 被害者の自立支援に關すること。</p> <p>十一 要保護女子の收容保護及びその退所の決定に關すること。</p> <p>十二 徳島県立婦人保護施設しらぎく寮に係る予算及び物品に關すること（徳島県中央子ども女性相談センターに限る。）。</p> <p>十三 その他特に命ぜられたこと。</p>
<p>徳島県立婦人保護施設しらぎく寮</p>	<p>一 要保護女子の收容並びにその自立更生に必要な生活指導及び職業指導に關すること。</p>
<p>徳島県立徳島学院</p>	<p>一 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと。</p>
<p>徳島県立保健製薬環境センター</p>	<p>一 病原微生物に關する試験研究及び検査に關すること。</p> <p>二 食品衛生に關する試験研究及び検査に關すること。</p> <p>三 疫学に關する試験研究、検査及び調査に關すること。</p> <p>四 医薬品等の開発並びに品質、有効性及び安全性に關する試験研究及び技術指導に關すること。</p> <p>五 医薬品等の製造承認審査に伴う試験検査に關すること。</p> <p>六 医薬品等の製造管理及び品質管理に關すること。</p> <p>七 薬用植物の試験栽培及び研究並びに生薬の検査及び研究に關すること。</p> <p>八 有害物質を含有する家庭用品に關する試験研究及び検査に關すること。</p> <p>九 環境衛生に關する試験研究及び検査に關すること。</p> <p>十 大氣の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭及び土壌の汚染に關する監視、測定、試験研究及び検査に關すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>十一 衛生検査技術の研修指導に関すること。</li> <li>十二 公害防止の技術指導に関すること。</li> <li>十三 その他保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に関し必要な試験研究、検査等に関すること。</li> </ul>
<p>徳島県保健所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 別表第五徳島県東部保健福祉局の項及び別表第七保健福祉環境部の項に掲げる事項に関する事務のうち、法令の規定により保健所長の権限に属するものとされている事務に関すること。</li> <li>二 徳島県感染症診査協議会に関すること（徳島県徳島保健所、徳島県阿南保健所及び徳島県三好保健所に限る。）。</li> </ul>
<p>徳島県診療所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一般患者の医療に関すること。</li> </ul>
<p>徳島県立総合看護学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 看護師及び准看護師の養成に関すること。</li> </ul>
<p>徳島県精神保健福祉センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。</li> <li>二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑又は困難な相談及び指導並びにこれらの業務に付随する診療に関すること。</li> <li>三 通院医療費の公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定に関すること。</li> <li>四 徳島県精神医療審査会に関すること。</li> </ul>
<p>徳島県障がい者相談支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。</li> <li>二 身体障害者及び十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれに付随した指導に関すること。</li> <li>三 身体障害者援護施設の利用の調整に関すること。</li> <li>四 身体障害者の補装具の処分及び適合判定に関すること。</li> <li>五 身体障害者手帳の交付に関すること。</li> <li>六 徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）の施行に関すること。</li> <li>七 徳島県障がい者権利擁護センターに関すること。</li> <li>八 その他特に命ぜられたこと。</li> </ul>
<p>徳島県発達障がい者総合支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 発達障害者に関する相談及び支援に関すること。</li> </ul>

<p>徳島県立工業技術センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 工業の振興及び経済の発展を図るために必要な技術に係る試験研究、調査及び指導等に関する事。</li> <li>二 計量法の施行に関する事。</li> <li>三 計量器の依頼検査に関する事。</li> </ul>
<p>徳島県産業人材育成センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の施行に関する事。</li> <li>二 労働者の技能及び知識の向上に関する事。</li> <li>三 雇用対策法の施行に関する事（訓練手当に係るものに限る。）</li> <li>四 徳島県職業能力開発審議会に関する事。</li> <li>五 徳島県職業能力開発校に関する事。</li> </ul>
<p>徳島県職業能力開発校</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 職業訓練に関する事。</li> <li>二 訓練終了後の職業補導に関する事。</li> <li>三 事業主等の行う職業訓練の援助に関する事。</li> </ul>
<p>徳島県家畜防疫衛生センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 家畜伝染病予防及び家畜衛生対策の総合的な推進に関する事。</li> <li>二 徳島県家畜保健衛生所に関する事。</li> </ul>
<p>徳島県家畜保健衛生所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 家畜（家きん及び蜜蜂を含む。以下この項において同じ。）の衛生に関する思想の普及及び向上に関する事。</li> <li>二 家畜伝染病その他家畜の伝染性疾病の予防に関する事。</li> <li>三 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事。</li> <li>四 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事。</li> <li>五 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事。</li> <li>六 地方的特殊疾病の調査に関する事。</li> <li>七 獣医事に関する事（家畜の診療については、他に当該診療を行う者がいない場合に限る。）。</li> <li>八 動物用薬事に関する事。</li> <li>九 畜産経営に係る環境保全の指導に関する事。</li> <li>十 その他地方における家畜衛生の向上に関する事。</li> </ul>
<p>徳島県立農林水産総合技術支援セ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 農業、林業及び水産業に関する試験研究、技術支援及び教育研修に関する総合的な企画及び調整に関する事。</li> <li>二 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事。</li> </ul>

ンター

センター 徳島県横断 道・幹線道 路用地推進 センター	<ul style="list-style-type: none"><li>三 主要農産物に関すること。</li><li>四 水田農業構造改革対策の企画及び推進に関すること。</li><li>五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（消費者くらし安全局安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。</li><li>六 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関すること。</li><li>七 担い手育成対策に関すること。</li><li>八 新規就農促進対策に関すること。</li><li>九 農業者年金に関すること。</li><li>十 農薬の安全使用の指導に関すること。</li><li>十一 農業、林業及び水産業に関する試験研究及び調査に関すること。</li><li>十二 稲、麦及び大豆の原原種の生産並びに原種を生産及び配布に関すること。</li><li>十三 病害虫の防除及び発生予察事業に関すること。</li><li>十四 種牛、種豚、種鶏、種卵及び牛の受精卵の生産及び配布に関すること。</li><li>十五 家畜及び家きんの人工授精及び受精卵移植の実施に関すること。</li><li>十六 農業、林業及び水産業に関する技術及び知識の普及に関すること。</li><li>十七 農業又は林業に関する研修に関すること。</li><li>十八 協同農業普及事業に関すること。</li><li>十九 農業後継者、新たに就農しようとする者等の養成に関すること。</li><li>二十 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関すること。</li><li>二十一 徳島県農業構造改革支援基金に関すること。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>一 横断道路及び幹線道路の工事に必要な土地等の取得及び使用並びにこれらに伴う損失補償に関すること。</li></ul>
---	--

別表第七中「（第五十条関係）」を「（第四十八条関係）」に改め、同表津波減災部の項の次に次のように加える。

観光振興部

- 一 観光施策に関すること。
- 二 物産の振興及び販路拡張に関すること。
- 三 その他特に命ぜられたこと。

別表第七経営企画部及び企画振興部の項の項名を「地域創生部」に改め、同項第三号中「企画振興部」を「徳島県南部総合県民局」に改め、同項第四号中「（経営企画部にあつては、企業誘致及び創業支援に係るものに限る。）」を削り、同項中第五号及び第六号を削り、同項第七号中「（企画振興部に限る。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第八号中「企画振興部」を「徳島県西部総合県民局」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 西部健康防災公園の利活用の促進に関すること（徳島県西部総合県民局に限り、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部の分掌に属するものを除く。）。

別表第七経営企画部及び企画振興部の項中第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十六号中「（企画振興部に限る。）」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「（企画振興部に限る。）」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十八号中「企画振興部」を「徳島県西部総合県民局」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十九号中「企画振興部」を「徳島県西部総合県民局」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十号中「企画振興部」を「徳島県西部総合県民局」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二十一号中「企画振興部」を「徳島県西部総合県民局」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 徳島県立西部防災館の管理に関すること（徳島県西部総合県民局に限る。）。

別表第七経営企画部及び企画振興部の項中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第四十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表保健福祉環境部の項中第六十二号を第六十三号とし、第三号から第六十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 西部健康防災公園の利活用の促進に関すること（徳島県西部総合県民局に限り、かつ、健康づくり又は障がい者スポーツに係るものに限る。）。

別表第七産業交流部及び農林水産部の項の項名を「農林水産部」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを削り、同項第六号中「産業交流部に限る」を「徳島県西部総合県民局にあつては、観光振興部の分掌に属するものを除く」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第七号から第九号までを削り、第十号を第三号とし、第十一号から第十六号までを七号ずつ繰り上げ、同項第十七号中「とくしま明日の農林水産業づくり事業」を「農山漁村未来創造事業」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第十八号を第十一号とし、第十九号から第五十二号までを七号ずつ繰り上げる。

別表第八中「（第五十八条関係）」を「（第五十七条関係）」に改め、同表中第七十号を第七十一号とし、第六十五号から第六十九号までを一号ずつ繰り下げ、第六十三号及び第六十四号を削り、第六十二号を第六十五号とし、第六十一号を第六十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

六十二	徳島県情報公開審査会	監察局監察課
六十三	徳島県個人情報保護審査会	監察局監察課

別表第八中第六十号を第六十一号とし、第三十一号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十号中「保健福祉部国保制度改革課」を「保健福祉部国保・自立支援課」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表第二十九号中「保健福祉部国保制度改革課」を「保健福祉部国保・自立支援課」に改め、同号を同表第三十号とし、同表第二十八号中「保健福祉部国保制度改革課」を「保健福祉部国保・自立支援課」に改め、同号を同表第二十九号とし、同表第二十七号を第二十八号とし、第二十号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十	徳島県文化創造審議会	県民環境部県民文化課
----	------------	------------

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十七号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「本庁」を「部等」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第四条第三号」を「第四条第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 センター等 徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するものをいう。

第七条（見出しを含む。）中「本庁構成機関及び東部各局」を「東部各局及びセンター等」に改める。

第七条の二を削る。

第七条の三中「第七条」を「前条」に、「別表第二の三」を「別表第二の二」に改め、同条を第七条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（センター等の長への個別委任）

第七条の三 第七条に規定するもののほか、センター等の長に対し、別表第二の三に掲げる事務を委任する。

別表第二中「本庁構成機関及び東部各局」を「東部各局及びセンター等」に改め、同表財務関係事項の項第一号中「本庁構成機関の長にあつては徳島県立農林水産総合技術支援センター所長に、」を削り、「徳島県東部県税局長に」の下に、「センター等の長にあつては徳島県立農林水産総合技術支援センター所長に」を加える。

別表第二の二を削る。

別表第二の三中、「（第七条の三関係）」を「（第七条の二関係）」に改め、同表徳島県東部保健福祉局長の項第一号中「児童福祉法」の下に、「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加え、同号の8中「立入検査等」を「質問若しくは立入検査」に改め、同号の10中「改善勧告又は改善命令」を「改善の勧告又は命令」に改め、同項第二号中「児童福祉法施行規則」の下に、「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を加え、同項第三号の2中「改善勧告又は改善命令」を「改善の勧告又は命令」に改め、同項第五号中「食品衛生法に」を「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」に改め、同項第十七号の1を削り、同号の2中「第十六条」を「第十四条」に改め、同号中2を1とし、同号の3中「第十七条」を「第十五条」に改め、同号中3を2とし、同項第二十二号中「身体障害者福祉法施行令」の下に、「（昭和二十五年政令第七十八号）」を加え、同項第二十三号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に、「（昭和二十五年法律第二百二十三号）」を加え、同項第二十五号の9中「保護施設の管理者からの報告の徴収」を「報告の命令」に改め、同号の10中「改善命令等」を「保護施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止又は保護施設の廃止の命令」に改め、同項第二十八号の17中「社会福祉事業を営業者からの」及び「施設等の」を削り、「その他事業経営の状況の」を「若しくは」に改め、同項第三十七号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性

及び安全性の確保等に関する法律」の下に「（昭和三十五年法律第四百十五号）」を加え、同項第五十三号の9中「保護施設の管理者からの報告の徴収」を「報告の命令」に改め、同号の10中「改善命令等」を「保護施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止又は保護施設の廃止の命令」に改め、同項第五十四号の1中「居宅サービス等を行った者等に対する」及び「介護給付等を受けた被保険者等に対する」を削り、同号の2中「指定居宅サービス事業者等に対する」を削り、同号の3を削り、同号の4中「指定介護老人福祉施設の開設者等に対する」を削り、同号中4を3とし、同号の5中「指定介護予防サービス事業者等に対する」を削り、同号中5を4とし、6を5とし、同項第五十五号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の下に「（平成十年法律第百十四号）」を加え、同項第六十五号中「徳島県危機管理関係手数料条例」の下に「（平成十六年徳島県条例第三十九号）」を加え、同表徳島県東部農林水産局長の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げ、第四十号を削り、第四十一号を第三十九号とし、第四十二号から第五十三号までを二号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部県土整備局長の項第二十七号の3中「流水の占用の」及び「土地の占用の」を削り、同項第二十八号の8中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同表を別表第二の二とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二の三 センター等の長への個別委任事項（第七条の三関係）

徳島県防災人材育成センター所長

一 徳島県消防学校及び徳島県立防災センターの施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

徳島県食肉衛生検査所長

一 徳島県危機管理関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。

- 1 第二条の規定による手数料の徴収
  - 2 第五条の規定による手数料の減免
- 二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定によると畜場の設置の許可及び同条第三項の規定によると畜場の構造設備等の変更の届出の受理
- 2 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び一日当たりの頭数の制限
- 3 第七条第六項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生管理責任者等の配置又は変更の届出の受理
- 4 第八条（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生管理責任者等の解任命令
- 5 第十二条第一項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の認可
- 6 第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出の受理及び同条第三項の規定によると畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対する必要な指示
- 7 第十四条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による獣畜のとさつ、解体等の検査

- 8 第十六条の規定による公衆衛生上必要な限度における措置
- 9 第十七条第一項の規定によると畜場の設置者又は管理者、と畜業者その他の関係者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査
- 10 第十八条第一項の規定によると畜場の許可の取消し又はと畜場の施設の使用の制限若しくは停止命令及び同条第二項の規定によるとさつ又は解体の業務の停止命令又は禁止
- 三 と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）に関する次のこと。
  - 1 第四条第二号の規定による地域の指定及び獣畜のとさつの許可
  - 2 第五条第一項第一号から第三号までの規定によると畜場外への持出しの許可
- 四 と畜場法施行条例（平成十二年徳島県条例第三十一号）に関する次のこと。
  - 1 第三条の規定による完了の届出の受理及び検査
  - 2 第四条の規定による届出の受理
- 五 食品衛生法第五十四条の規定による食品等の廃棄その他食品衛生上の危害除去のための必要な措置命令（と畜場内及び食鳥処理場内におけるものに限る。）
- 六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に関する次のこと。
  - 1 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可
  - 2 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可及び同条第三項の規定による氏名等の変更の届出の受理
  - 3 第七条第二項の規定による地位の承継の届出の受理
  - 4 第八条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令
  - 5 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止命令又は食鳥処理の事業の許可の取消し若しくは食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止命令
  - 6 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令
  - 7 第十四条の規定による廃止、休止又は再開の届出の受理
  - 8 第十五条第一項から第三項までの規定による検査
  - 9 第十六条第六項の規定による解任命令並びに同条第九項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する指導及び助言
  - 10 第二十条の規定による措置
  - 11 第二十五条第三項の規定による食鳥検査の実施の報告の受理
  - 12 第三十七条第一項の規定による報告の徴収
  - 13 第三十八条第一項の規定による当該職員による立入検査及び関係者に対する質問等
- 七 徳島県食肉衛生検査所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理
- 徳島県動物愛護管理センター所長
- 一 徳島県危機管理関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。
  - 1 第二条の規定による手数料の徴収

- 2 第五条の規定による手数料の減免
- 二 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に関する次のこと。
  - 1 第六条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間及び区域の指定
  - 2 第十三条の規定による犬の検診及び臨時の予防注射の実施
  - 3 第十四条第一項の規定による犬等の死体の解剖又は殺処分の許可
  - 4 第十八条第一項の規定による係留されていない犬の抑留
  - 5 第十八条の二の規定による係留されていない犬の葉殺及びその旨の周知
  - 6 第二十一条の規定による予防員に行わせる犬の抑留所の管理
  - 7 第二十三条第二三号の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用の徴収
- 三 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第七条第四項の規定による巡視及び毒餌の回収命令
- 四 狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十九号）第九条の規定による犬の引渡し
- 五 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）に関する次のこと。
  - 1 第十一条第一項（第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録等の実施及び第十一条第二項（第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知
  - 2 第十二条第一項（第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録等の拒否及び第十二条第二項（第十三条第二項、第十四条第四項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知
  - 3 第十四条第一項から第三項までの規定による変更の届出の受理
  - 4 第十六条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者等の廃業等の届出の受理
  - 5 第十七条の規定による第一種動物取扱業者の登録の抹消
  - 6 第十九条第一項の規定による第一種動物取扱業者の登録の取消し又は業務停止命令
  - 7 第二十二条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施
  - 8 第二十二条の六第二項の規定による届出の受理及び同条第三項の規定による検案書等の提出命令
  - 9 第二十三条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による勧告、第二十三条第二項の規定による勧告及び同条第三項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による措置命令
  - 10 第二十四条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査
  - 11 第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受理

- 12 第二十四条の三第一項及び第二項の規定による変更の届出の受理
  - 13 第二十五条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による措置命令及び同条第三項の規定による措置命令又は勧告
  - 14 第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
  - 15 第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可及び同条第三項の規定による変更の届出の受理
  - 16 第二十九条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消し
  - 17 第三十二条の規定による措置命令
  - 18 第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査
  - 19 第三十五条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による犬又は猫の引取り及び同条第一項ただし書の規定による犬又は猫の引取りの拒否並びに同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による犬又は猫を引き取るべき場所の指定
  - 20 第三十六条第二項の規定による負傷動物等の収容
  - 21 第三十八条第一項の規定による動物愛護推進員の委嘱
- 六 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）に関する次のこと。
- 1 第二条第八項の規定による登録証の亡失の届出の受理及び同条第九項の規定による登録証の返納の受理
  - 2 第十三条第十号の規定による特定動物の区域外での飼養又は保管の通知の受理
  - 3 第十五条第八項の規定による許可証の亡失の届出の受理及び同条第九項の規定による許可証の返納の受理
  - 4 第十六条の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理
- 七 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第八号）に関する次のこと。
- 1 第十一条の規定による飼養等の作業に従事することができなくなる場合等の届出の受理
  - 2 第十二条の規定による特定動物の飼養等の許可の取消し
  - 3 第十五条第二項の規定による特定動物の損傷等の決定
  - 4 第十六条第一項の規定による事故発生時の届出の受理
  - 5 第十七条の規定による措置命令
  - 6 第十九条第一項の規定による犬の収容及び捕獲の命令、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による飼い主への通知又は公示並びに同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による犬、猫等の処分
  - 7 第二十条第一項の規定による野犬の掃討及びその旨の周知並びに同条第三項の規定による関係市町村の長への協力の要請
  - 8 第二十一条第一項の規定による飼い主からの報告の徴収及び当該職員による立入調査

9 第二十二條第一項の規定による手数料の徴収及び同条第三項の規定による手数料の減免

八 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年徳島県規則第四十一号）第二十條の規定による犬、猫等の返還の申請の受理

徳島県中央子ども女性相談センター所長

一 児童福祉法に関する次のこと。

1 第六條の四第三号の規定による里親の認定

2 第二十七條第一項の規定による児童の措置及び同条第二項の規定による指定  
発達支援医療機関に対する入院治療等の委託

3 第二十七條の二第一項の規定による児童の措置

4 第二十七條の三の規定による事件の家庭裁判所への送致

5 第二十八條第一項の規定による保護者の児童虐待等の場合の措置、同条第二項ただし書の規定による措置期間の更新に係る家庭裁判所への承認の申立て及び同条第三項の規定による措置の継続

6 第三十條第一項及び第二項の規定による同居児童の届出の受理

7 第三十條の二の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者等に対する指示及び報告の徴収

8 第三十一條第二項及び第三項の規定による委託の継続又は在所期間の延長等並びに同条第四項の規定による第二十七條第一項第一号から第三号まで及び第二項の措置

9 第三十三條第二項の規定による児童の一時保護及びその委託、同条第五項の規定による意見の聴取並びに同条第七項及び第九項の規定による一時保護及びその委託

10 第三十三條の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による児童自立生活援助の実施

11 第四十七條第一項ただし書の規定による縁組の承諾の許可

12 第五十六條第二項の規定による本人又は扶養義務者からの費用の徴収（第五十條第七号から第七号の三までに規定する費用に係るものに限る。）

二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）に関する次のこと。

1 第三十條の規定による里親の家庭の訪問指導

2 第三十二條第一項の規定による意見の聴取及び同条第二項の規定による報告

3 第三十三條の規定による児童を同居させた者の居住地変更に伴う通知

三 児童福祉法施行規則に関する次のこと。

1 第二十六條（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による書類の送付

2 第二十七條（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

3 第三十六條の四十二第一項の規定による登録等の決定（第三十六條の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）及び第三十六條の四十二第二項の規定による登録等の決定

- 4 第三十六条の四十三第一項及び第二項の規定による届出の受理（第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）
  - 5 第三十六条の四十四第一項及び第二項の規定による登録の消除（第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）並びに第三十六条の四十四第三項の規定による専門里親である旨の記載の消除
  - 6 第三十六条の四十六第一項及び第三項の規定による登録の更新
- 四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関する次のこと。

- 1 第十三条第一項の規定による児童福祉司等の意見の聴取
- 2 第十三条の五の規定による一時保護の実施状況の報告
- 5 児童福祉施設退所児童の指導
- 六 要保護女子（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。次項において同じ。）の一時保護（厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して実施する場合を含む。次項において同じ。）並びに要保護女子の婦人保護施設への収容保護及びその退所の決定
- 七 徳島県中央子ども女性相談センターの施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

徳島県南部子ども女性相談センター所長及び徳島県西部子ども女性相談センター所長

一 児童福祉法に関する次のこと。

- 1 第二十七条第一項の規定による児童の措置及び同条第二項の規定による指定発達支援医療機関に対する入院治療等の委託
- 2 第二十七条の二第一項の規定による児童の措置
- 3 第二十八条第一項の規定による保護者の児童虐待等の場合の措置、同条第二項ただし書の規定による措置期間の更新に係る家庭裁判所への承認の申立て及び同条第三項の規定による措置の継続
- 4 第三十一条第二項及び第三項の規定による委託の継続又は在所期間の延長等並びに同条第四項の規定による第二十七条第一項第一号から第三号まで及び第二項の措置
- 5 第三十三条第二項の規定による児童の一時保護及びその委託、同条第五項の規定による意見の聴取並びに同条第七項及び第九項の規定による一時保護及びその委託
- 6 第三十三条の六第一項の規定による児童自立生活援助の実施

- 二 要保護女子及び被害者の一時保護並びに要保護女子の婦人保護施設への収容保護及びその退所の決定

徳島県立保健製薬環境センター所長

- 一 徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による利用の許可
- 2 第五条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令
- 3 第六条の規定による使用料の徴収
- 4 第七条第一項の規定による手数料の徴収
- 5 第八条の規定による使用料等の減免

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条第一項の規定による情報の公表（定例的なものに限る。）

三 試験等の成績書等の交付

四 研修生の受入れの承認

徳島県診療所の長

一 徳島県診療所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十八号）に関する次のこと。

- 1 第五条の規定による使用料等の徴収
- 2 第八条の規定による使用料等の減免

二 医療の管理

徳島県立総合看護学校長

一 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第十号）に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による入学の許可
- 2 第五条第一項の規定による入学試験手数料の徴収
- 3 第六条第一項の規定による入学料の徴収
- 4 第七条第一項の規定による授業料の徴収、同条第三項ただし書の規定による授業料の免除、同条第五項の規定による授業料の免除及び同条第六項ただし書の規定による授業料の還付

徳島県精神保健福祉センター所長

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。

- 1 第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付
- 2 第四十五条の二第三項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還命令及び同条第四項の規定による精神保健指定医の診察の決定

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に関する次のこと（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）。

- 1 第五十二条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定
- 2 第五十六条第二項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の認定
- 3 第五十七条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定の取消し

三 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十年徳島県条例第四十号）に関する次のこと。

- 1 第四条の規定による使用料等の徴収
- 2 第七条の規定による使用料等の減免

徳島県障がい者相談支援センター所長

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に関する次のこと。

1 第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付

2 第十六条第二項の規定による身体障害者手帳の返還命令

二 身体障害者福祉法施行令に関する次のこと。

1 第九条第六項の規定による居住地の変更の通知

2 第十条の規定による身体障害者手帳の再交付（身体障害者手帳を亡失し、又は毀損したものに係るものを除く。）

徳島県発達障がい者総合支援センター所長

一 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項各号に掲げる業務

二 徳島県発達障がい者総合支援センターの施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

徳島県立工業技術センター所長

一 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による施設又は機械器具の利用の許可

2 第六条第二項の規定による起業家支援室又は研究室（以下「起業家支援室等」という。）の利用の許可の期間の延長

3 第八条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令

4 第九条第一項の規定による使用料の徴収、同条第三項の規定による手数料の徴収、同条第四項の規定による使用料及び手数料の減免、同条第五項ただし書の規定による使用料（起業家支援室等の使用料を除く。）及び手数料の納付の時期の特例の決定並びに同条第七項の規定による起業家支援室等の使用料の納付の期日の指定

5 第十条第一項ただし書の規定による起業家支援室等の利用者の費用負担についての認定

6 第十三条第一項ただし書の規定による起業家支援室等の模様替え又は改築の承認

7 第十四条第一項の規定による起業家支援室等の明渡しの届出の受理及び起業家支援室等の検査をする者の指定

二 研修生の受入れの承認

三 徳島県立工業技術センターの施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

四 徳島県立工業技術センターが実施する共同研究及び受託研究に関する事務の処理

徳島県職業能力開発校の長

一 職業訓練生に係る災害認定通知があつたものについての災害見舞金の支給額の決定

二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の二第一項第三

号、第五号又は第六号の規定による職業訓練についての援助及び同項第七号の規定による委託生訓練以外の委託訓練の実施

三 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号）に関する次のこと（５から７までにあつては、徳島県立中央テクノスクールの長に限る。）。

- 1 第二条の二の規定による入校の許可
- 2 第二条の三第一項の規定による入校試験手数料の徴収及び同条第二項の規定による証明手数料の徴収
- 3 第二条の四第一項の規定による入校料の徴収
- 4 第二条の五第一項の規定による授業料の徴収、同条第二項の規定による授業料の免除及び同条第三項ただし書の規定による授業料の還付
- 5 第四条の規定による利用の許可
- 6 第六条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令
- 7 第七条第一項の規定による使用料の徴収及び同条第二項の規定による使用料の減額又は免除

#### 徳島県家畜保健衛生所の長

- 一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に関する次のこと。
  - 1 第四条第一項の規定による届出伝染病についての届出の受理
  - 2 第四条の二第一項の規定による新疾病についての届出の受理及び同条第三項の規定による検査を受けるべき旨の命令
  - 3 第七条（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つた旨の表示
  - 4 第八条（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の検査等を行つた旨の証明書の交付
  - 5 第九条の規定による特定疾病又は監視伝染病の発生予防のための消毒方法等を実施すべき旨の命令（当該命令を受けるべき者が十人以下であるときに限る。）
  - 6 第十二条の四第一項の規定による定期の報告の受理
  - 7 第十三条第一項及び第二項（同条第一項ただし書及び第二項については、第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による患畜等の届出の受理
  - 8 第十三条の二第一項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出の受理
  - 9 第十五条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための通行の制限又は遮断
  - 10 第二十一条第一項ただし書の規定による家畜の死体の焼却等の義務の除外の許可
  - 11 第二十四条ただし書の規定による家畜の死体等を埋却した土地の発掘の許可
  - 12 第二十六条第一項の規定による消毒の命令、同条第三項の規定による消毒及び同条第五項の規定による消毒設備の設置
  - 13 第三十条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための消毒方法等を実施す

べき旨の命令（当該命令を受けるべき者が十人以下であるときに限る。）

14 第三十一条第一項の規定による家畜伝染病のまん延防止のための検査、注射、薬浴又は投薬

15 第五十条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可

16 第五十二条第一項の規定による動物の所有者等からの報告の徴収

二 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）第五条第一項の規定による家畜伝染病のまん延防止のための通行の制限又は遮断の通報及び報告の受理

三 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による死亡した牛の届出の受理

四 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十五条第一項の規定による地方種畜検査委員による立入検査等

五 患畜及び疑似患畜の病性鑑定（家畜伝染病予防法第二十条の規定による病性鑑定のための処分に係るものを除く。）

六 疾病家畜の診断及び治療

七 獣医療法（平成四年法律第四十六号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による診療施設の開設、休止若しくは廃止又は届け出た事項の変更の届出の受理

2 第六条の規定による診療施設の使用制限命令等

3 第七条第三項の規定による往診診療者等に対する措置命令

4 第八条第一項の規定による報告の徴収又は診療施設への立入検査

八 獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第二十条第一項の規定による放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合の報告の受理

九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する次のこと（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）

1 第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業（配置販売業を除く。次号において同じ。）の許可の更新

2 第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可

3 第二十八条第三項ただし書の規定による兼務の許可

4 第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可

5 第三十五条第三項ただし書の規定による兼務の許可

6 第三十八条第一項において準用する第十条第一項の規定による店舗販売業の休廃止等の届出の受理及び第三十八条第一項において準用する第十条第二項の規定による店舗販売業の名称等の変更の届出の受理並びに第三十八条第二項において準用する第十条第一項の規定による卸売販売業の休廃止等の届出の受理

7 第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可及び同条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新

8 第三十九条の二第二項ただし書の規定による兼務の許可

- 9 第三十九条の三第一項本文の規定による管理医療機器の販売業又は貸与業の届出の受理
- 10 第四十条第一項及び第二項において準用する第十条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の休廃止等の届出の受理
- 11 第四十条の五第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可及び同条第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新
- 12 第四十条の六第二項ただし書の規定による兼務の許可
- 13 第四十条の七において準用する第十条第一項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出の受理
- 14 第六十九条第二項及び第四項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査等
- 15 第七十条第一項の規定による医薬品等の廃棄等の命令
- 16 第七十二条第三項及び第四項の規定による構造設備の改善又は使用の禁止の命令
- 17 第七十二条の二第一項の規定による業務体制の整備命令
- 18 第七十二条の四の規定による措置命令
- 19 第八十三条の二の三第一項の規定による店舗販売業の許可
- 十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）に関する次のこと（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）。
  - 1 第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業等の許可証の書換え交付
  - 2 第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業等の許可証の再交付及び同条第三項の規定による医薬品の販売業等の許可証の返納の受理
  - 十一 動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）（第百十二条の規定による販売指定品目の変更又は追加指定（配置販売業に係るものを除く。））
  - 十二 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）に関する次のこと。
    - 1 第四条の規定による畜産業を営む者に対する指導及び助言
    - 2 第六条第一項の規定による第四条の規定の施行に必要な限度における畜産業を営む者に対する報告の徴収及び立入検査
    - 3 第九条第三項の規定による処理高度化施設整備計画の認定
    - 4 第十条第一項の規定による処理高度化施設整備計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定処理高度化施設整備計画の認定の取消し
    - 5 第十三条の規定による認定処理高度化施設整備計画の実施状況の報告の徴収
  - 十三 徳島県畜産関係使用料手数料条例（昭和二十五年徳島県条例第五十二号）に関する次のこと。
    - 1 第一条の規定による使用料及び手数料の徴収
    - 2 第三条の規定による使用料及び手数料の減免
    - 3 第四条ただし書の規定による使用料又は手数料の返還

一 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）に関する次のこと。

- 1 第四条の規定による研修の許可
- 2 第五条の規定による研修の許可の取消し
- 3 第六条第一項の規定による手数料の徴収及び同条第三項ただし書の規定による手数料の全部又は一部の還付
- 4 第七条の規定による利用の許可
- 5 第九条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令
- 6 第十条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項の規定による手数料の徴収及び同条第三項の規定による使用料等の全部又は一部の免除
- 7 第十二条の規定による入学の許可
- 8 第十三条第一項及び第二項の規定による手数料の徴収
- 9 第十四条第一項の規定による入学料の納付期限の決定及び入学料の徴収
- 10 第十五条第一項の規定による授業料の徴収、同条第三項の規定による授業料の全部又は一部の免除及び同条第四項ただし書の規定による授業料の全部又は一部の還付

11 第十六条第一項の規定による受講料の徴収及び同条第二項の規定による受講料の全部又は一部の還付

二 徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）に関する次のこと。

- 1 第二条第三項の規定による研修の実施に関する必要な事項の決定
  - 2 第四条の規定による研修手数料還付申請書の受理
  - 3 第十三条第一項及び第二項の規定による教授科目の決定並びに同条第三項の規定による研修の内容の決定
  - 4 第十五条第一項ただし書の規定による研修課程の休業日の決定及び同条第二項の規定による臨時の休業又は休業日においても授業を行うことの認定
  - 5 第十六条第一項第二号の規定による学力を有する者の認定及び同条第二項の規定による要件の決定
  - 6 第十八条の規定による入学願書及び添付書類の受理
  - 7 第十九条第一項の規定による入学試験の実施及び同条第三項の規定による学校の指定
  - 8 第二十条第一項の規定による住民票及び誓約書の受理、同条第三項の規定による身元保証人住所等変更届の受理並びに同条第四項の規定による身元保証人変更承認申請書の受理
  - 9 第二十二条第一項の規定による授業料免除申請書等の受理及び同項第二号の規定による申請に必要な書類の決定
  - 10 第二十四条の規定による授業料等還付申請書の受理
- 三 研究生の受入れの承認
- 四 原種ほ産以外の種子を指定種子生産ほ場に原種として使用することの決定
- 五 災害等緊急時における準種子の供用及び種子転用申請

- 六 主要農作物の奨励品種の決定
  - 七 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）に関する次のこと。
    - 1 第十六条の規定による職員による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還要求
    - 2 第十七条第二項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による登録並びに第十七条第六項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九項の規定による公示
    - 3 第十八条第四項の規定による公示
    - 4 第二十一条第二項の規定による変更命令
    - 5 第二十二条の規定による適合命令
    - 6 第二十三条の規定による改善命令
    - 7 第二十四条第一項の規定による登録の取消し、同条第二項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令、同条第三項の規定による登録の取消し及び同条第四項の規定による公示
    - 8 第三十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収
    - 9 第三十一条第一項及び第二項の規定による職員による立入調査又は質問
    - 10 第三十三条第二項の規定による調査及び措置
  - 八 徳島県果樹穂木配布規程（昭和五十八年徳島県告示第二百八十二号）第一条の規定による果樹穂木の配布
  - 九 地力の分析診断
  - 十 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定による申請書の記載事項等の調査
  - 十一 病虫害の発生予察情報の提供
  - 十二 種牛、種豚、種鶏及び種卵の配布
  - 十三 牛の受精卵の配布
  - 十四 畜産に関する調査及び技術指導
  - 十五 徳島県畜産関係使用料手数料条例に関する次のこと。
    - 1 第一条の規定による使用料及び手数料の徴収
    - 2 第三条の規定による使用料及び手数料の減免
    - 3 第四条ただし書の規定による使用料又は手数料の返還
  - 十六 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第八十条の規定による総務大臣への報告
- 別表第三個別事項の項第十六号中「第百六条第一項」を「第百六条第一項第二号」に改め、「保険者又は連合会の事業及び財産の状況に関する」を削り、「実地の検査」を「実地検査」に改め、同項第二十三号の6中「及び第十八条の十三第一項」を「、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に、「制限期間」を「期間」に改め、同号の7中「及び第十八条の十三第二項」を「、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、「氏名変更等の」を削り、同号の8中「及び第十八条の十三第二項」を「、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、「承継の」を削り、同号に次のように加える。

- 11 第十八条の二十三第一項の規定による届出の受理
- 12 第十八条の二十四第一項の規定による届出の受理
- 13 第十八条の二十五第一項の規定による届出の受理
- 14 第十八条の二十六の規定による計画の変更又は廃止の命令
- 15 第十八条の二十九第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令

別表第三個別事項の項第二十四号を次のように改める。

二十四 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年<sup>厚生省</sup>通商産業省<sup>令</sup>第一号）に関する次のこと。

- 1 第九条の規定による受理書の交付
- 2 第九条の三の規定による受理書の交付
- 3 第十条の三の規定による受理書の交付
- 4 第十条の五第三項の規定による受理書の提出の要求
- 5 第十条の六の規定による受理書の交付

別表第三個別事項の項第三十二号の2中「遊漁船業者の」を削り、同号の8中「遊漁船業者に対する」を削り、同号の9中「取消し等」を「取消し又は事業の停止命令」に改め、同号の11中「遊漁船業団体に対する」を削り、同号の12中「遊漁船業団体の」を削り、同号の13中「又は」を「又は職員による」に改め、同項第五十三号の3及び4中「別表第二の三」を「別表第二の二」に改め、同号の5中「別表第二の三」を「別表第二の二」に、「同項第十五号、第十七号及び第二十六号」を「同項第十四号、第十六号及び第二十五号」に改め、同号の6中「別表第二の三」を「別表第二の二」に改め、同号の7及び8中「別表第二の二」を「別表第二の三」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第五十二号中「農山漁村未来創造事業のうち」を削り、「に係る補助金」を「の補助金、交付金又は委託費」に改め、同号を同項第五十三号とし、同号第五十一号中「の補助金の交付」及び「（各総合県民局の所管区域内の区域において実施されるものに限る。）」を削り、同号を同項第五十二号とし、同項中第五十号を第五十一号とし、第四十九号を第五十号とし、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九 徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第二十五号）に関する次のこと（徳島県西部総合県民局長に限る。）。

- 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
- 2 第十条第二項の規定による使用料の減免

別表第五その二の表中「本庁構成機関及び東部各局」を「東部各局及びセンター等」に改める。

別表第十第一号及び別表第十三第一号中「その二の表徳島県東京本部及び徳島県大阪本部並びに本庁構成機関及び東部各局の欄」を「その二の表徳島県東京本部及び徳島県大阪本部並びに東部各局及びセンター等の欄」に改める。

別表第十四本庁の課（県立総合高等学校本部、徳島県産業人材育成センター及び徳島県立農林水産総合技術支援センター（当該センターの所長が本庁の課長と同等の権限を行使する事務を行う場合に限る。）を含む。以下この表及び次表において同じ。）、徳島

県会計規則別表第三に掲げる本庁の所管する二号廨（以下「本庁の所管する二号廨」という。）、徳島県教育委員会（事務局に限る。）、徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部（警務部情報発信課、会計課及び拠点整備課並びに交通部交通指導課に限る。）及び徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の項名中「本庁の課」を「徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課」に、「徳島県産業人材育成センター」及び徳島県立農林水産総合技術支援センター（当該センターの所長が本庁の課長と同等の権限を行使する事務を行う場合に限る。）を「及び徳島県産業人材育成センター」に、「同じ」を「課」というに、「本庁の所管する」を「会計課の所管する」に改め、同項中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改め、同表総務事務管理課の所掌に属する歳入及び歳出（旅費に係るものに限る。）に係る次に掲げる事務の項中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改め、同表徳島県南部総合県民局以外の徳島県総合県民局及び徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入（窓口において収納したものに限る。）に係る次に掲げる事務の項から徳島県総合県民局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入（窓口において収納したものに限る。）に係る次に掲げる事務の項から徳島県総合県民局の所掌に属する物品に係る次に掲げる事務の項中「本庁の」を削る。

別表第十五出納局会計課長の職にある本庁出納員の項の項名中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改め、同項中「本庁の課、本庁の所管する」を「課、会計課の所管する」に改め、同表廨出納員の項第二号及び第三号、徳島県南部総合県民局の税務出納員の項、徳島県西部総合県民局の税務出納員の項並びに徳島県東部県税局の税務出納員の項第二号中「徳島県総合県民局」を「総合県民局」に改める。

第二条 徳島県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二の三徳島県中央子ども女性相談センター所長の項第一号の9及び同表徳島県南部子ども女性相談センター所長及び徳島県西部子ども女性相談センター所長の項第一号の5中「同条第七項及び第九項」を「同条第九項及び第十一項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同月二日から施行する。



計課」に改める。

様式第十号その三中 「本庁…1」を「（外）以外…1」に改める。  
様式第九十八号中「（地）地」を「（地）の地」に改める。

（徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正）

**第二条** 徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本庁の課長（）」を「知事の事務部局の課長（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第十七条第一項に規定する課長をいい、）に、「が本庁の」を「が同項に規定する」に、「本庁の課長等」を「課長等」に改め、同条第三項中「本庁の」を削る。

第十一条第二項中「本庁」を「知事の事務部局」に改める。  
様式第六号中「（地）地」を「（地）の地」に改める。

（徳島県公有財産取扱規則の一部改正）

**第三条** 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「本庁の課長」を「同規則第十七条第一項に規定する課長」に改める。  
第六条第二項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条及び第八条第二項中「本庁構成機関の長、東部各局の長」を「東部各局の長、センター等の長」に改める。

第九条第一項及び第二項中「管財課長」を「管財課施設最適化室長」に改める。  
第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項、第二十条並びに第二十一条中「本庁構成機関の長、東部各局の長」を「東部各局の長、センター等の長」に改める。

第四十六条中「前九条」を「第三十七条から前条まで」に改める。  
第五十四条及び第五十五条第一項中「本庁構成機関の長、東部各局の長」を「東部各局の長、センター等の長」に改める。

第六十八条第二項中「管財課」を「管財課施設最適化室」に、「経営企画部及び企画振興部」を「地域創生部」に改める。

第六十九条中「管財課」を「管財課施設最適化室」に改める。  
様式第三号から様式第五号までの規定中「（地）地・（地）の地」を「（地）の地・（地）の地」に改める。

（徳島県契約事務規則の一部改正）

**第四条** 徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。）」に改める。

（徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第五条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「本庁の」を「同規則第十七条に規定する」に改める。

（徳島県公舎管理規則の一部改正）

第六条 徳島県公舎管理規則（昭和三十九年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「本庁の部長」を「部長（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第十七条第一項に規定する部長をいう。）」に、「課長」を「課長（同項に規定する課長をいう。）」に改め、同項第三号中「（出納局長を含む。以下同じ。）」を削る。

第五条第一項第三号中「本庁構成機関」を「センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第三の四の項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

（予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部改正）

第七条 予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和三十九年徳島県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二号及び第三号中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改める。

（徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部改正）

第八条 徳島県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「運輸政策課港湾空港経営室」を「運輸政策課」に改める。

（河川法施行細則の一部改正）

第九条 河川法施行細則（昭和四十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「河川整備課流域水管理推進室」を「流域水管理課」に改める。

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

第十条 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「本庁、本庁構成機関、東部各局」を「課（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第五条第二項及び第六条第二項に規定する課をいう。以下同じ。）」、本部、東部各局、センター等（同規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 責任者は、それぞれ課、本部、東部各局、センター等又は総合県民局長をもつて充てる。

別表本庁、本庁構成機関、東部各局又は総合県民局長の項の名を「課、本部、東部各局、センター等又は総合県民局長」に改め、同表農林水産部又は徳島県総合県民局産業交流部若しくは農林水産部の項の項名及び同表徳島県東部農林水産局又は徳島県総合県民局産業交流部若しくは農林水産部の項の項名中「徳島県総合県民局産業交流部若しくは農林水産部」を「徳島県総合県民局農林水産部」に改め、同表徳島県家畜保健衛生所の

項の次に次のように加える。

農林水産部水産振興課又は徳島県南部総合県民局農林水産部	水産業改良普及員の業務に従事する職員	作業服上・下	二	二年	
		防寒服	一	三年	
		ゴム長ぐつ	一	二年	

別表農林水産部水産振興課の項の項名を「農林水産部漁業調整課」に改め、同表農林水産部水産振興課又は徳島県南部総合県民局産業交流部の項を次のように改める。

農林水産部漁業調整課又は徳島県南部総合県民局農林水産部	小型船舶及びその船籍票の検認	作業服上・下	二	二年	
	又は小型漁船の総トン数の測度	作業帽	一	二年	
	に従事する職員	作業靴	一	二年	
		ゴム長ぐつ	一	二年	

別表農林水産部林業戦略課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、生産基盤課若しくは森林整備課の項の項名を「農林水産部林業戦略課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、農山漁村振興課」と創造室、生産基盤課若しくは森林整備課」に改め、同表出納局検査企画課又は徳島県総合県民局出納室の項の項名を「出納局公共入札検査課又は徳島県総合県民局出納室」に改める。

(徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第十一条 徳島県物品購入審査委員会規則(昭和四十年徳島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「知事の事務部局の各課長(」の下に「徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第十七条第一項に規定する課長をいい、」を加え、「本庁の」を「同項に規定する」に改める。

(徳島県補償審査委員会設置規則の一部改正)

第十二条 徳島県補償審査委員会設置規則(昭和四十一年徳島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「本庁委員会」を「部等委員会」に改める。

第一条第一項中「本庁並びに」を「部等(徳島県部等設置条例(昭和五十七年徳島県条例第一号)第一条に規定する部等をいう。以下同じ。)並びに各」に改め、「東部県土整備局に、」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項中「前項の」を「各」に改める。

「第二章 本庁委員会」を「第二章 部等委員会」に改める。

第二条中「本庁に」を「部等に」に、「本庁委員会」を「部等委員会」に改める。

第三条中「本庁委員会」を「部等委員会」に改める。

第六条第一項中「本庁委員会」を「部等委員会」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条から第九条までの規定中「本庁委員会」を「部等委員会」に改める。

第十条第一号中「産業交流部、農林水産部」を「農林水産部」に改める。

第十六条中「それぞれ、本庁」を「部等」に改める。

（徳島県用度事業特別会計規則の一部改正）

第十三条 徳島県用度事業特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「本庁の」を「同規則第十七条第一項に規定する」に改める。

（徳島県県有車両管理規則の一部改正）

第十四条 徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する課」の下に「、県立総合高等学校本部」を加え、同条第四号中「本庁構成機関」を「センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。）」に改め、同条第五号中「支所、」を「支所及び」に、「第二十七条第二項」を「第三十五条第一項」に改める。

（徳島県庁舎等管理規則の一部改正）

第十五条 徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「本庁舎」を「万代庁舎」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第三十九条」を「（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第二十四条」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 センター等庁舎 徳島県行政組織規則第三十三条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項に規定する機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき設置された公の施設（以下「公の施設」という。）、万代庁舎及び東部各局庁舎内に設置されているセンター等（同規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）を除く。）の用に供する建物という。

第二条第四号中「第四十八条」を「第四十六条」に改め、同条第五号中「本庁の」を削り、同条第六号中「本庁舎等」を「万代庁舎等」に、「本庁舎及び」を「万代庁舎及び」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 センター庁舎等 センター等庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。  
第二条第十一号中「本庁舎等、本庁構成機関庁舎等、東部各局庁舎等」を「万代庁舎等、東部各局庁舎等、センター庁舎等」に改める。

第四条第二項の表本庁舎等（本庁舎のうち、主として議会の用に供する部分を除く。）の項の項名中「本庁舎等（本庁舎）」を「万代庁舎等（万代庁舎）」に、同表本庁舎のうち、主として議会の用に供する部分の項の項名中「本庁舎」を「万代庁舎」に改め、同表本庁構成機関庁舎等の項を削り、同表東部各局庁舎等の項中「本庁の」を削り、同項の次に次のように加える。

第四条第二項の表分庁舎等の項中「本庁の」を削る。

第四条の二第一項中「本庁舎、本庁構成機関庁舎、東部各局庁舎」を「万代庁舎、東部各局庁舎、センター等庁舎」に改め、同条第二項の表本庁舎の項の項名を「万代庁舎」に改め、同表本庁舎の項中「水産振興課漁業調整室長」を「漁業調整課長」に改め、同表本庁構成機関庁舎、東部各局庁舎、総合県民局庁舎及び分庁舎の項の項名中「本庁構成機関庁舎、東部各局庁舎」を「東部各局庁舎、センター等庁舎」に改める。

第六条（見出しを含む。）及び第七条（見出しを含む。）中「本庁舎」を「万代庁舎」に改める。

第八条の見出し中「本庁舎のかぎ」を「万代庁舎の鍵」に改め、同条第一項中「本庁舎」を「万代庁舎」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二項中「かぎ」を「鍵」に改める。

第八条の二の見出し中「本庁構成機関庁舎等」を「東部各局庁舎等」に改め、同条中「本庁構成機関庁舎、東部各局庁舎」を「東部各局庁舎、センター等庁舎」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第十六条第一項第一号中「本庁舎」を「万代庁舎」に改める。

様式第一号の二中「サロ」を「鞆」に改める。

（都市計画法施行細則の一部改正）

第十六条 都市計画法施行細則（昭和四十六年徳島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五号、様式第六号、様式第八号から様式第十号まで、様式第十二号及び様式第十三号中「サロ」を「鞆」に改める。

（正木ダム操作規則の一部改正）

第十七条 正木ダム操作規則（昭和五十三年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「河川整備課流域水管理推進室」を「流域水管理課」に改める。

（徳島県土地改良財産規則の一部改正）

第十八条 徳島県土地改良財産規則（昭和五十八年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「本庁」を「徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）

第一条第七号に規定する」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第十九条 生活保護法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号の表（表）中「6箇月」を「6か月」に、「県本庁協議」を「県国保・自立支援協議」に、「本庁医系職員」を「国保・自立支援課職員」に改める。

（福井ダム操作規則の一部改正）

第二十条 福井ダム操作規則（平成七年徳島県規則第五十二号）の一部を次のように改正

する。

第十条第一号中「河川整備課流域水管理推進室」を「流域水管理課」に改める。

(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第二十一条 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。)」に改める。

(徳島県公文書管理規則の一部改正)

第二十二条 徳島県公文書管理規則(平成十三年徳島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十四条第一項並びに第二十五条第一項及び第二項に規定する本庁構成機関、同規則第三十九条に規定する東部各局」を「第二十四条に規定する東部各局、同規則第三十三条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項に規定する機関」に、「第四十八条」を「第四十六条」に改める。

(徳島県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第二十三条 徳島県個人情報保護条例施行規則(平成十四年徳島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「第二条第二項」を「第二条第一項」に改める。

様式第一号中「~~外付簿記簿~~・~~冊記帳~~」を「~~冊記帳~~・~~ノート~~」に改める。

(徳島県審議監の設置に関する規則の一部改正)

第二十四条 徳島県審議監の設置に関する規則(平成十五年徳島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第一号に規定する本庁に、職として」を「必要と認めるときは、知事の事務部に」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第二十五条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年徳島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号の表<sup>(表)</sup>中「6 欄」を「6 か月」に、「1 欄」を「1 か月」に、「2 欄」を「2 か月」に、「本庁職」を「~~国~~・~~市~~・~~町~~・~~村~~職」に改め、同様式の<sup>(表)</sup>備考4中「6 欄」を「6 か月」に、「1 欄」を「1 か月」に、「2 欄」を「2 か月」に改める。

(遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第二十六条 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成二十二年徳島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「水産振興課」を「漁業調整課」に改め、同条第二号中「産業交流部」を「農林水産部」に、「第四十九条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の

一部改正)

第二十七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成二十八年徳島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「本庁舎」を「万代庁舎」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県告示第百三十号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程の一部改正)

第一条 基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程(昭和三十年徳島県告示第五百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「本庁」を「徳島県部等設置条例(昭和五十七年徳島県条例第一号)第一条第七号に規定する」に改める。

(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号の一部改正)

第二条 昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

表中	本庁に勤務する建築主事	を	課室(徳島県行政組織規則(昭徳島県規則第十五号)第五条第六条第二項に規定する課並第七条に規定する課内室をいにおいて同じ。)に勤務する建
	本庁に勤務する建築主事		課室に勤務する建築主事

和四十二年  
第二項及び  
びに同規則  
う。次項に  
築主事

に改める。

(徳島県貸金業者登録簿閲覧規程の一部改正)

第三条 徳島県貸金業者登録簿閲覧規程(昭和五十八年徳島県告示第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「商工労働観光部企業支援課」を「商工労働観光部商工政策課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。



×	×	×	×
冊	務	所	

冊	務	所	×
×	×	×	冊

冊	務	所	×
×	×	×	冊

×	×	×	×
冊	務	所	

(30×30)

(30×30)

(30×30)

(30×30)

める。

(加賀須野橋可動橋操作要領の一部改正)

第二条 加賀須野橋可動橋操作要領(昭和三十一年徳島県訓令第六百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「本庁」を「徳島県部等設置条例(昭和五十七年徳島県条例第一号)第一条第八号に規定する」に改める。

(徳島県水産業改良普及事業実施要領の一部改正)

第三条 徳島県水産業改良普及事業実施要領(昭和三十五年徳島県訓令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「産業交流部」を「農林水産部」に改める。

(徳島県職員服務規程の一部改正)

第四条 徳島県職員服務規程(昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「本庁、本庁構成機関、東部各局」を「部等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第一号に規定する部等をいう。以下同じ。)

)、東部各局、センター等(同条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。)」に、「本庁構成機関、東部各局又は」を「センター等、東部各局又は」に改め、同条第二項中「本庁構成機関又は東部各局」を「東部各局又はセンター等」に改め、同条第三項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二十条中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

第二十一条第一項中「本庁」を「部等」に改め、同条第二項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二十二条第一項第一号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

第三十四条第三項中「本庁の内部組織、本庁構成機関、東部各局」を「部等、東部各局、センター等」に改める。

様式第十二号中「本庁構成機関及び東部各局」を「東部各局及びセンター等」に改める。

(職員の人事取扱規程の一部改正)

第五条 職員の人事取扱規程(昭和四十二年徳島県訓令第五百十号)の一部を次のように改正する。

別表中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

(徳島県税事務取扱規程の一部改正)

第六条 徳島県税事務取扱規程（昭和四十三年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

様式第七十四号中「~~女子~~」を「~~若年者~~」に改める。

（徳島県営林経営規程の一部改正）

第七条 徳島県営林経営規程（昭和四十六年徳島県訓令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「本庁」を「徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）第一条第七号に規定する」に改める。

（徳島県行政考査規程の一部改正）

第八条 徳島県行政考査規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。）」に改める。

（徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正）

第九条 徳島県土地利用対策会議設置規程（昭和四十八年徳島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「本庁」を「徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）第一条第八号に規定する」に改める。

（徳島県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第十条 徳島県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年徳島県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「本庁」を「部等」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第四条第三号」を「第四条第二号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 センター等 徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等（徳島県産業人材育成センターを除く。）をいう。

第二条第六号中「本庁各課」を「各課」に改める。

第四条中「本庁」を「部等」に改める。

第五条第一項中「本庁各課、本庁構成機関、東部各局」を「各課、東部各局、センター等」に改め、同条第二項中「本庁各課及び本庁構成機関」を「各課及びセンター等」に改め、同条第五項中「本庁各課、本庁構成機関、東部各局」を「各課、東部各局、センター等」に改める。

第七条第一項中「本庁、」を「部等、」に改め、「総合県民局及び」を削り、「本庁構成機関」を「センター等及び総合県民局」に改め、同条第二項中「本庁に」を「部等に」、「本庁の」を「部等の」に、「総合県民局」を「センター等にあつては当該センター等の安全衛生管理者が、総合県民局」に改め、「本庁構成機関にあつては当該本庁構成機関の安全衛生管理者が」を削り、同条第三項中「本庁、当該本庁構成機関、東部各局」を「部等、東部各局、当該センター等」に改める。

第八条及び第九条第二項中「本庁各課、本庁構成機関、東部各局」を「各課、東部各

局、センター等」に改める。

第十条第一項中「本庁(」を「部等(」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改め、同条第二項第一号中「本庁」を「部等」に改め、同項第二号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第十二条第一項中「本庁、」を「部等、」に改め、「総合県民局及び」を削り、「本庁構成機関」を「センター等及び総合県民局」に改め、同条第二項第一号中「本庁に」を「部等に」に、「本庁の」を「部等の」に改め、「本庁構成機関にあつては当該本庁構成機関の安全衛生管理者」を削り、「、総合県民局」を「、センター等にあつては当該センター等の安全衛生管理者、総合県民局」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「本庁、当該本庁構成機関、東部各局」を「部等、東部各局、当該センター等」に改め、同条第三項中「本庁又は当該本庁構成機関」を「部等又は当該センター等」に改める。

第十四条及び第十五条中「本庁構成機関」を「センター等」に改める。

第三十五条中「本庁に」を「部等に」に、「本庁の」を「部等の」に改め、「、本庁構成機関にあつては当該本庁構成機関の安全衛生管理者が」を削り、「、総合県民局」を「、センター等にあつては当該センター等の安全衛生管理者が、総合県民局」に改める。

(徳島県職員研修規程の一部改正)

第十一条 徳島県職員研修規程(平成七年徳島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「本庁の」を「徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第十七条第一項に規定する」に改める。

(県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部改正)

第十二条 県庁総合サービスネットワーク運営規程(平成十二年徳島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

(徳島県工事検査規程の一部改正)

第十三条 徳島県工事検査規程(平成十二年徳島県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「検査企画課長」を「公共入札検査課長」に改める。

第四条第一項中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

第五条及び第十条中「検査企画課長」を「公共入札検査課長」に改める。

(徳島県文書規程の一部改正)

第十四条 徳島県文書規程(平成十三年徳島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二条第六号中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各

局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）に改める。

第三条第一項中「本庁の課（以下「課」という。）」、本庁構成機関、東部各局」を「課（徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課をいう。以下同じ。）」、東部各局、センター等」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 センター等の責任者及び担当者は、それぞれ当該センター等の長が指名する者とする。

第三条第六項中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

第四条第二項第一号中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改め、同項第二号中「本庁」を「部等」に改め、同項第三号中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改め、同条第四項第三号及び第五項第一号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改め、同項第二号中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二章 本庁における文書の取扱い」を「第二章 部等における文書の取扱い」に改める。

第五条中「本庁」を「万代庁舎（徳島市万代町一丁目）に所在する県の用に供する建物（警察本部の用に供するものを除く。）をいう。）」に改める。

第三章 本庁構成機関、東部各局及び総合県民局における文書の取扱い」を「第三章 東部各局、センター等及び総合県民局における文書の取扱い」に改める。

第三十二条中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改め、同条第二号中「本庁構成機関收受印」を「東部各局收受印」に、「東部各局收受印」を「センター等收受印」に改め、同条第五号中「本庁構成機関收受印、東部各局收受印」を「東部各局收受印、センター等收受印」に改める。

第三十三条中「本庁構成機関又は東部各局」を「東部各局又はセンター等」に改める。

第三十五条中「本庁構成機関の長、東部各局」を「東部各局の長、センター等」に改める。

第四十九条第一項及び第二項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

別表中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に「徳島県防災

東部県税局  
 東部保健福祉局  
 東部農林水産局  
 東部県土整備局  
 防災人材育成センター

県税課	税保課
県防	農土セ
人	

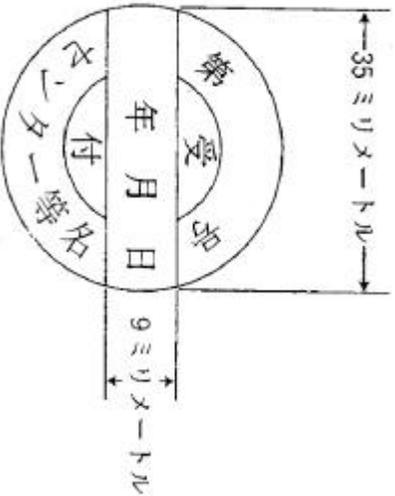
に改め、

徳島県東部県税局の項、徳島県東部保健福祉局の項、徳島県東部農林水産局の項及び徳島県東部県土整備局の項を削る。

様式第八号中「本庁構成機関・東部各局」を「東部各局・センター等」に改める。  
 様式第九号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。  
 様式第十号及び様式第十三号中「本庁構成機関・東部各局」を「東部各局・センター等」に改める。

様式第十三号の二を削り、様式第十三号の三を様式第十三号の二とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第 1 3 号の 3 (第 3 2 条関係)



(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

第十五条 附属機関の委員等の指定に関する訓令(平成十七年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十八条」を「第五十七条」に改める。

別表徳島県防災会議の項中「企画振興部次長」を「地域創生部次長」に改める。

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第十六条 徳島県兼務発令に関する規程(平成二十二年徳島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「命ぜられた次に掲げる」を「命ぜられ、かつ、県税(これに伴う徴収金を含む。)の賦課徴収に関する」に改め、各号を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 第六条の規定による改正後の徳島県税事務取扱規程及び第十四条の規定による改正後

の徳島県文書規程の様式に相当する第六条の規定による改正前の徳島県税務取扱規程及び第十四条の規定による改正前の徳島県文書規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。